

平成26年9月8日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	新宮征一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（2名）

9番	杉沼孝司	議員	13番	佐藤良一	議員
----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第3回定例会
平成26年9月8日(月) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は、9番杉沼孝司議員、13番佐藤良一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

- 鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成26年9月8日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
8	寒河江公園(長岡山)整備事業について	(1) 整備計画の策定に当たって市民の声をどのように反映されたか。 (2) かなり長期的な整備計画になっているが、事業の見直しについて	12番 新宮征一	市長
9	市営住宅の家賃滞納について	市営住宅の家賃の収入未済額が年々増加している。 (1) このような現状をどのように捉えておられるか。		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(2) 滞納を解消するため、これまで、 どのような対応をなされたか。 (3) 今後の対応について		
10	市立病院事業について	全国的に自治体病院の経営状況は厳しく、その主な要因は構造的なもので、経営改善は、一病院としての対策だけでは困難と考える。 全国市長会や病院開設者協議会等において、どのような対応がなされているのか伺いたい。	14番 内藤 明	市長
11	学校教育について	8月25日、全国学力テストの結果が公表された。 公立学校の都道府県別平均正答率もマスコミによって報じられたが、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学といったそれぞれの教科と分野において、各学年とも上位にランクした秋田県の結果に対する教育委員会の所見を伺いたい。		教育委員長
12	改正学校図書館法について	去る6月20日、学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、来年の4月1日から施行されることとなった。 期待される反面、問題点も私的されているが、教育委員会の所見を伺いたい。		教育委員長
13	地域間格差を防ぐ観点から、再度、仮称高松住宅団地について	(1) 検討状況と必要性について (2) 農業委員会の農地の番人としての役割と市勢全体の発展を図る立場から農地転用(活用)の必要がある。 具体的な見解について	16番 川越 孝 男	市長 農業委員会会長
14	教育政策について	(1) 学校教育における骨太の方針について (2) 高校再編と特別支援学校についての市及び市教委の見解について		市長 教育委員長
15	子ども・子育て支援事業計画について	(1) 計画の策定における基本的な考え方について (2) 計画におけるニーズ調査・スケジュール・推進体制について	17番 那 須 稔	市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		(3) 計画における推進の方策などについて (4) 条例制定における保育の必要性の認定などについて (5) 利用者負担について		

新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号8番、9番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

私は、今回、通告してあります8番と9番について順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、通告8番の寒河江公園の整備事業に関しましては、昨年の2月に素案の素案と申しますか、議会のほうにも計画内容が示されました。その後、多少の手を加えたのかどうかちょっとわかりませんが、5月に再び我々議会のほうにその計画案が示されたところでありました。

その計画によりますと、まず長岡山、あの一帯を6つのゾーンに区分して、そして整備をすると、こういうものでありまして、平成25年から平成37年までの13年間という非常にロングランな計画になっております。

なお、事業費そのものが総額で23億円という非常に膨大な内容になっております。それはそれとしましても、佐藤市長は、これまでも市民の皆さんと力を合わせて、そして市民の声を十分に聞きながら行政運営をやっていきたくて、こういうふうな基本的な信念のもとに今日まで行政運営をなされてきたと思います。大変その点については、心から感謝を申しあげるところではありますが、今回のこの事業の策定に当たって、計画の策定に当たって、どんな形で市民の声を吸収されたのか、反映されたのか。そして、この計画が策定されるまでには、コンサル会社あたりに当然これは委託をして計画が策定されたと思いますが、これまでの、今日までのその経過、経緯について、まずお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

新宮議員からは、寒河江公園、長岡山の整備事業についてお尋ねでありましたので、お答えをしたいと思います。

これまでの計画策定の経過、市民の声をどのように反映したのかという御質問であります。若干ちょっと経過もありますので長くなるかというふうに思いますが、御答弁を申しあげたいというふうに思いますが、寒河江市の中心部に位置して寒河江市のいわゆるランドマークになっている長岡山であります。多くの市民の皆さんの憩いの場として親しまれてきた公園であります。その公園について、市民の皆さんからやはりさらなる整備をしてほしいという声もあって、平成23年度に策定をいたしました新第5次振興計画におきまして、長岡山「市民憩いの花咲か山」プロジェクトと

ということで重点的に推進をしていくというプロジェクトの1つに位置づけをさせていただきました。そういったことで取り組みを進めてきているところであります。

新宮議員、御質問の中にもありましたが、公園の整備基本計画については、平成25年の6月に策定をしたというふうになっております。この策定に当たりましては、さまざまな形で市民の皆さんから御意見を頂戴してきたわけでありますが、まず1つは、日ごろから長岡山を利用いただいている人、散策でありますとか、ウォーキング、ジョギングなどで利用していただいている方、それから長岡山の整備について大変関心のある方などに参画をしていただいてワークショップということを開催をさせていただいていろいろ意見を出していただきました。

第1回目は平成23年の11月、そして第2回目、1回目は秋遅くということでありましたから、2回目は桜の花の咲く時期ということで平成24年の4月に開催をさせていただきました。このワークショップでは、実際公園の中を歩きながら状況を見ていただいて課題を把握していただきながら意見交換をしていただいた。さまざまな御意見、御提案をいただいたところでございます。

その後、平成24年7月に素案を作成をいたしました。そういう意見をもとにして素案を作成をいたしました。その素案をもとに説明会を開催をしております。これも24年の12月、そして翌年の25年の2月ということで説明会を開催をさせていただいて、ここでもいろんな御意見、御提案をいただいたところでございます。

そして、これらの意見を踏まえて原案を作成をさせていただきました。新宮議員から、その原案について議会のほうに示されたというお話ありましたけれども、原案を策定をして議会のほうにもお示しをしながら、パブリックコメントもさせていただきました。パブリックコメントの中でも御意見などもありまして、その御意見も踏まえて計画を作成をさせていただいたという経過であります。できるだけ丁寧にさまざまな市民の皆さんの御意見をもとに計画を作成したつもりでありますので、御理解をいただきたいなというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これまでの経過については、大変詳しく御説明をいただきました。まず、新第5次振興計画に基づくところのいわゆる「市民憩いの花咲か山」プロジェクトということで発想があったと思いますし、その後ワークショップなどでも、デスクワークだけでなく現地を実際に歩いて見て雰囲気を感じながら策定された。そしてまた、パブリックコメントなども行いながら、市民の声を幅広く取り入れてつくり上げたものだというようなただいまの御説明でございましたが、それは本当に御苦労さまだったというように思います。

私ども議会のほうにも示された、いわゆるこの図面は、市長も今お持ちですよ。この図面、お持ちですよ。この図面をもとにしながらちょっと具体的に私のほうから質問をさせていただきますけれども、現在アクセス道路、これは六供町2丁目側からのアクセス道路の用地買収あるいは詳細設計ですか、これらにも着手されているということで、これはこのままどんどん進めていきたいというふうに私も思っております。

ただ、この整備内容についてちょっと具体的にそのゾーンごとに質問させていただきますが、まず1つには、このつつじ園ゾーンです。これは寒河江の長岡山のいわゆる、それこそ先ほど市長が申されたようなランドマークである長岡山の非常に観光スポットとして大変な活況を浴びております。ましてや、東北一と我々自負しているぐらいに非常に多くのお客さんからもこのつつじ園に足

を運んでもらっている。春の桜以上にこのつつじ園というのが人気があるなということをつくづく感じているわけでありませうけれども、これはやはり今、ことしから工事に入っているようでありませうが、この拡張、それらを含めてこのつつじ園はもっともっと大々的にこれを整備して、そして対外的にもPRをしていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目が歴史とさくらの丘ゾーンでありますけれども、これもいわゆる旧郡役所、今のあの郷土館ですね。これなんかこの前、山新のほうでも紹介されておりましたけれども、これらを生かして、またそのすぐ同じエリアに桜の木を植栽してさくらの丘ということで花見の場所をあの辺に持っていこうという試みは非常によかったであろうし、今後もこれは期待できるものだというふうに思います。

それから、次はアカマツ林育成ゾーンでありますけれども、これも人工林としてこのアカマツ林を育成していくというのは非常に大事なことだろうというふうに思います。平成10年ですか、ロータリークラブでなくて、あれはどこだったかな、何か記念植樹をされて、我々も新しい苗木を植えた記憶がございますけれども、これはやはりアカマツ林というのが非常に下から上まで、コケじゃなくて何かツタが張って、あれは、これ長岡山ならではのアカマツ林かなというふうに思います。これ育成していただきたいということはもう大賛成でございます。

それから、一番頂上の俗に言う陸上競技場、これも今後は多目的運動広場ゾーンとして整備されるということでもあります。これは具体的にはどのようなことなのかは後ほどお聞きするとしまして、あそこも災害の場合なんかの臨時ヘリポートなどにも利用される場所ではありますが、現在の利用状況を見ますと非常に少ないんです。幼稚園の運動会や何かやられている場所に遭遇するわけですが、ほとんどあそこ使われてない。そういう状況で、今後多目的にこれらを利用できるような形に整備されるというのは、これも十分に検討しながら今後進めていただきたいというふうに思います。これらの4つのゾーンというのは、これまで整備されておったものを、それをさらにもう一歩進めようとして新たなこの構想のもとにこれを進めようとしているわけでありませうけれども、まず第1段階にお伺いしたいのは、次のゾーンです。花木林、括弧して（花咲）ゾーンということで、多目的運動広場の西北側、そしてアカマツ林と隣接している場所を花木林ゾーンというこの設定になっておりますけれども、これは内容的にどのように整備されて、その利用目的、いわゆるどのようにこれを利用しようとしているのか。まず、1つ目にこの花木林ゾーンについての整備内容と、それから利用方法といいますか、こういった形で利用されるのか、まずお知らせをいただきたいとします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、新宮議員から6つのゾーンと、それから施設について、これは3つの施設、大きく3つの施設にその整備を進めるというのがこの基本計画の内容になっているんであります。地図なんか今手元にない方もいらっしゃると思いますので、ネットをごらんの方なんかはわからないかもしれませんので、ちょっと概要をかいつまんで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

この6つのゾーンと申しあげますが、この6つのゾーンというのは、つつじ園ゾーン、それから歴史とさくらの丘ゾーン、それから多目的公園ゾーン、それからアカマツ林育成ゾーン、先ほどお尋ねの花木林、花咲ゾーンというゾーンですが、それから青空広場ゾーンと、この6つのゾーンで

あります。

それから、3つの施設については、駐車場、市野球場、それからアクセス道路と、こういう3つの施設、6つのゾーンと3つの施設をそれぞれ整備をしていくというのがこの基本計画の考え方です。

そして、この整備については、各ゾーン、それから3つの施設について整備の時期を短期、中期、長期というふうに3つの整備期間を設けて、おっしゃるように平成37年までの比較的長い整備期間で整備をしていこうという計画であります。この短期、中期、長期というのは、短期は平成27年まで、中期が平成32年まで、長期が平成37年までということになっているのであります。

先ほどお尋ねのゾーンでありますけれども、まずつつじ園、歴史とさくらの丘ゾーンについては、新宮議員、御指摘のとおり、さらに整備を充実をしていく、そして市民の皆さんにこれまでの桜、ツツジを十分楽しんでいただくゾーンとして整備をしていくということでもあります。

それから、アカマツ林育成ゾーン、そしてお尋ねの花木林ゾーンについては、これまでの景観を保持、継承しながら、新たな景観形成、もう少し充実をしていくということで整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、各ゾーンの整備とあわせて一番大きい課題の1つでありますけれども、大型車両の通行可能なアクセス道路の新設、それから駐車場の整備を予定をしているところであります。アクセス道路については、御指摘のとおり六供町側からと石持側からのアクセス道路を整備をするという計画になっておりますが、現在六供町側からの旧国道112号からの整備を優先して平成28年度の完成を目指して取り組んでいくということにしているところでございます。かいつまんで御説明を申しあげましたが、そういう今のところ計画で進めようとしております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 それぞれのゾーンについて、今、市長から御説明いただきましたが、ちょっと具体的にもう一度お尋ねしたいのは、先ほどからあったこのアクセス道路とか、それからつつじ園のゾーンであるとか、あるいは多目的運動広場ゾーン、それからアカマツ林というような、この花木林ゾーンというところ、これはこの図面を見る限りでは、現在の陸上競技場の西北側で雑木林になっているところなんです。これをどのように改良。改良といいますか、整備されるのか。まず、このゾーンについてももう少し詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この花木林ゾーンについては、先ほど整備の時期を3段階に申しあげましたが、今の予定ではこの中期の時期に、要するに平成28年から平成32年ぐらいまでの時期に整備をしようという計画であります。1つは植栽をさらに充実をするということ、それから園路、通路についてさらに新しく設置をする。あるいは、更新をするということ。それから、今のところ大分遅い時期になりますけれども、展望台なども設置をするという計画になっているところでございます。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大分そのスタイルが見えてきました。園路を整備したり、あるいは展望台というような、これは非常に画期的な1つの取り組みだろうというふうに思います。

次に、これも今、市長からありましたように、平成28年から32年までの中期の中にこれらの整備をするということでありますので、またこれはちょっと先になろうかと思っております。具体的な内容は

3年ごとの実施計画や何かにも示されてくるだろうというふうに思いますので、これについてはまず理解をいたしました。

もう1点なんですが、青空広場ゾーンです。これのいわゆる、先ほどお尋ねしたこの花木林ゾーンと同じように、今現在、これは長期のほうに入っているんですね。33年から37年までの、まだまだ先の話ではありますけれども、したがって現時点で具体的にどのような整備をするのかということまではまだ至っていないだろうというふうに私も理解します。ただ、現段階で、これができ上がった段階で、まず構想として、基本的な考え方として、どのように整備をされて、そしてこれの利用目的は何なのか。その辺をまず明確に、現段階で、具体的な内容というのはこれからだろうと思いますので、現段階で考えているいわゆるその構想についてお示しをいただきたいと。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 青空広場ゾーンについては、先ほど御指摘のとおり、中期計画から始まって最終的な平成37年までの整備計画、後半の計画に入っているわけでありまして、場所的にはさくらの丘北側になるわけです。この平らな地形でありますから、そこを利用して芝生広場を整備をするということが基本であります。あわせて、フィールドアスレチックでありますとか、芋煮会などができる炊事棟を整備することにしております。さらには、大型バスが駐車可能な駐車場、公園としては最大の駐車場などを整備するという構想の中で計画をしているところであります。

そのゾーンの中に植栽されております桜とかイチョウとかカエデなどを楽しみながら体を動かし、さらには家族やグループなどでピクニックを楽しんだり、ゆっくりとくつろげるような多目的な広場を整備をして、さらにアクセス道路とあわせて計画をしているという予定であります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 花木林ゾーン、それから青空広場ゾーンについても今御説明をいただいたわけですが、その青空広場ゾーンについても全く後期のほうで、これからの先のことで現段階では、今、市長が申されたようなことを構想として持っているということでもありますけれども、私が思うに、ちょっとこれ勝手に私個人で試算をしてみました。事業費あるいはその後の維持管理費です。ただ、私が個人的に勝手にしたとはいうようなものの、私は素人ですので、ある意味ではちょっと専門的な知識を持った方々と話をしながらはじき出してみたんですけれども、これ2万3,000平米なんですね、土地の広さが。これは、まず第1段階に考えなければならないのは、あそこ果樹園になっているんです、今予定されている部分というのは。この用地買収、これにはもうかなりの費用がかかるだろうということがまず想定されます。ややもすれば、この総事業費23億円の8割方ぐらいいままでに、ここのゾーンにかかるのではないかというような、例えばつつじ園の今のゾーンとかそういったものはある程度、手直しという表現はちょっとまずいですが、手を加えるということなんです。これ新たに整備するということになると、まずこの用地買収費用だけでも巨額になるのではないかと。整備費です。整備事業費、これを合わせると総事業費23億円の七、八割ぐらいまでがここのゾーンに集中されるのではないかというようなお話もありました。そういうことからいった場合に、これは非常に今後考えなければならない問題かなというふうに思います。これはあくまでも私の視点から申しあげていますが。

それから、芝生広場、メインになるのがそれだというふうに我々のほうに、この説明があったときに質問に答えられておった内容で、メインになるのがその芝生広場と。家族であそこに行って、

青空天井にみんなが集えるような、憩いの場をつくりたいんだというような説明でありました。今、市長の説明ですと、例えば大型駐車場とかそういった内容も入ってくるようでありますけれども、この芝生広場というのは、北のほうに行けばいわゆるチェリーランドのあの河川敷にかなりの広場があって、そこに行けばいつでも家族で集えるような場所は確保される。南のほうに行きますというと、最近整備したいいわゆるグリバーさがえですか、あそこのカヌー場のすぐ隣に広大な芝生広場があって、改めて長岡山の上にこの芝生広場というのは、私はつくる必要がないのではないかなというふうに考えたところなんです。

それから、維持費などもちょっと聞いてみましたところ、年間2,000万以上はかかるだろうというような試算でありました。芝生の維持費です。維持管理。したがって、今、今回の監査委員の報告書にもありましたけれども、意見書の中にもあったように、決して今経済状態がよろしいわけではない。したがって、今現在は黒字決算であってももっともっと事業そのものには十分配慮しながら今後やってほしいというような意見書もありました。しかも、そこには少子高齢化あるいは人口減少社会に入ってくる。こういうことも考えたときに、寒河江市も人口は今のところ微々たるものではありますけれども人口減少にある。現時点でこれを整備して後世にその維持管理費の負担を強いるようなことは、やはり避けなければならないのではないかな。これは現市長のもとにやられているこの行政運営、それからこれは我々議会にも責任あるんです。そういったことを考えたときに、これはだめだとは言いませんけれども、もうちょっと考慮していただきたいというふうに思いますけれども、現段階での市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この基本計画、先ほどから申しあげておりますけれども、平成37年までの少し長期の計画ということでありまして、御指摘のとおり、その13年間の間にはいろんな情勢の変化もある。あるいは、そこを市民のニーズも大きく変わってくる、状況も変わってくるというようなことが当然ありますし、また我々もそこは先を見越した上でいろんな計画を進めていかなければならないというふうに思っているところであります。そういった意味からすれば、この計画についても、今は短期の目の前の計画について整備を進めていっているわけでありまして、その整備が進んできた段階において、あるいは完成間近な時点において、これから中期あるいは長期の計画をどうしていくかということ、その状況を見た上でやはり検証しながら、必要に応じて見直す必要があるところは見直しをしていくということはやはり基本的に必要なことだというふうに思います。

そういったことからすれば、確かにこの基本計画については、先ほどから申しあげておりますとおり、多くの市民の皆さんの御意見なども反映させた計画ということにはなるわけでありまして、さらに整備が進んできた段階において、また新たに市民の皆さんのお考えなどもお聞きをした上で、そういう計画を再検証するというを進めていくことが大事なんではないかというふうに思っているところであります。

我々としては、いずれにしてもそういう見直しも必要であればさせていただきながら、目的は長岡山に多くの市民の皆さんあるいは市内外から多くの皆さんに訪れていただいでにぎわいのある長岡山に整備をしていくというのが目的でありますから、そういう愛される寒河江市のランドマークとして整備を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これかなりの長期的な事業でありますので、後段のほうの整備については、時代の趨勢と、そしてまた市民の考え方などいろいろ変わってくるだろうということで、それに沿って、絶対このままやるというものじゃなくて見直しをかけたいという今の御答弁でありましたので、この点については了解をいたしました。

ただ、もう1点、これ指摘といいますか、提案といいますか、私のほうから申しあげたいのは、アクセス道路なんです。これ現在、六供町2丁目側からもう整備に入っているわけですから、これは先ほども申しあげましたように、まず早期にこれを整備して完成させていただきたい。これは長年の懸案であったわけです。何年か前にも測量をした経過がありました。しかし、予算的な問題で、これが実際工事に着工することができなかったというような経緯もあったんですけども、やはりあそこに、あの長岡山にいわゆる大型バスが入れないというような状況で普通車もすれ違うのがままならないというような状況に今まであったわけですので、これは長年の懸案であります。したがって、これはどんなことがあっても、あの長岡山の頂上まで大型バスが入れるように早急に整備していただきたいということでございますが、この図面を見ますと、石持側からのアクセス道路の1つとして、ルートとして石持側からのこのルートと、それから洲崎側からのルート、これはまだ点線でこの図面には示されておりまして、まだこれは具体的にはそこまで入っていないのかなというような感じはするんですけども、これについて私はいささかちょっと疑問な点があるんです。

というのは、六供町2丁目側からメインの道路をしっかりとしたもの完備すれば、私はこの2つのルートは、新たに道路を切るわけですから、これはちょっとどうなのかなというような感じがするんです。しかも、石持側から上っている今の道路もそのまま残るんですね。これは残るんです。それから、八幡様の裏側から上っていく現行の道路もそのまま残るわけですから、それにあえて石持側からあの雑木林を伝って新たに道路を新設するというのは、これはいかがなものか。これはちょっと非常に、私個人の考えとしてはちょっと理解できない。

それから、もう1点は、この洲崎側から、これはほとんど旧112号と並行しているんです。今整備に入っておりますこの六供町2丁目側まで、この洲崎側の起点から六供町2丁目側の起点まで、わずか六、七百メートルきりないんです、距離が。車で1分か2分。これにまた、これまたあの果樹畑を用地を買収してこのルートをつくるというのは、私はちょっと理解できないんです。これも現段階で、市長は今後の課題だというふうに思っておられると思うのでこれ以上申しあげない。これらなどもぜひひとつ今後の見直しの中に参考意見として、これらも考慮していただきたいということを、これは答弁要りません。それだけ、この段階で申しあげておきます。

次に、通告9番、市営住宅の家賃滞納についてお伺いをいたします。

この市営住宅の使用料が今回、この9月議会に提出された25年度の決算書を見ましても、収入未済額がかなり大幅に増額になっております。昨年度、要するに24年度は239万、ちょっと端数はありますけれども、だったんですが、今年度、いわゆる平成25年度は、これまでもこの件について私はいろんな場所で問題を提起しております。それなりの対応はなされてきたのかなというふうに思いますが、その成果が、この数字を見る限りではあらわれておりません。25年度は382万9,000円。24年度よりも143万9,000円ふえているんです、逆に、減るんじゃないんです。これはこのまま、我々議会でも看過することはできません。したがって、この現実、この実態に対して、市長はどのように捉えておられるのか、市長のまず御認識をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、平成25年度の市営住宅使用料の収入未済額については382万9,300円ということであります。平成24年度の239万1,300円に比べ143万8,000円の増ということであります。そういうことについては、大変我々としても、さらに努力をしていかなければならぬというふうに思っているところであります。

滞納の増加ということについては、負担の公平性、公正な負担ということから、観点からすれば、やはり滞納解消に向けてさらに一層の努力をしていかなければならないという決算の結果であったというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これまで以上にさらに強力に努力をしていかなければならないというただいまの御答弁でありました。

実は、去年の9月議会の決算特別委員会で私が質問したんです、この件に関して。決算特別委員会でなくて分科会や何かでも、これかなり強硬に私も指摘をしてきた問題でありますけれども、この昨年9月の決算特別委員会での私の質問に対するこの答弁が、対応としては、滞納者本人ばかりでなく保証人も同席していただき、面談を行い納入をお願いしているところであります。この答弁に、いわゆる行政としての姿勢がちょっと違うんでないかという感じはしたんです。確かに行政が市民に対して上から目線で物事を押しついたり、あるいはやるということは、これは適切ではないというのは十分わかります。しかし、同席していただいてじゃなくて、そしてお願いじゃないんです。お願いじゃない。納めなければならない義務があるわけですから、こっちは、行政側はそれを徴収する権利があるわけですから、先ほど市長が申された、いわゆる市民の負担の公平性からいった場合には、これは非常に、この答弁の内容を見ますというと、余りにも低姿勢だな。

実は、去年のその決算特別委員会の終わった後に、2人の方から私のところに電話ありました。これ今インターネットで見ているわけですから、そういったものと、例えば今申しあげたこういった内容も見ているわけですから。

1人は、女性の方だったんですけれども、これは名前は名乗ってもらえませんでした。ただし、何回これまで市営住宅の入居申請をしても、何年たってもいまだもって入れない。何とかならないのか。こんな家賃を納めないまま、そのまま入っているなんておかしいんじゃないですかというこういう指摘でありました。

それから、もう1件は、これは男性で、はっきり言って私のほうに名前もちゃんと名乗っていただきましたけれども、これは議会も問題だよ。これは議会にも責任あるよ。そういうことではなくして、やはりやるべきことはやって、そしてこれの解消をまず図ることがもちろんでないかというこういうような御指摘でありました。しかも、その男性の人は、名前私もわかりますけれども、ここでは名前を申しませんが、行政の職務怠慢だ。ここまで指摘されました。それから、議会もチェック機能が働いてない。こういうふうな非常に強い口調での指摘でありました。

したがって、市長は、これからは非常にこういった事態を危惧されてももっともっと強力に努力をしていきたいというような説明でありましたけれども、やはりこれ経費のほうを見ましても年間約600万、ほとんど600万前後がこの維持管理費に予算も使っているんです。これは市民の税金なんです。そして、入りたいという人がもうわんさといるんです。そうした人の、待機している人の心情、

気持ちなども考慮した場合には、ある意味ではもう徹底的に強硬手段、努力というよりも、ある意味では強硬な手段もとってはいかがかというふうに思います。

この間、山新のほうに、これは酒田市の、これは税金の滞納なんですけれども、納税課内に滞納整理室、これを設けて6人のスタッフでその滞納解消に当たっている。もう2カ月で31件差し押さえをしたと、こういうふうな記事でありました。

したがって、これはやはり行政は行政としてのやるべきことはきちっとやって、先ほど申しあげました。お願いするんじゃないんです。納めなさいと言える立場なんです。このあれを見ますと、説明書を見ますという、3カ月滞納した場合には、もう出てもらわなければならないよというところまで示してるんです。これまでその対応をなさってきた中では、何ていうのかな、ある意味では電話で督促したりそういったことをやってきたんだろと思いますが、最近ではそうでなくて、実際こうやって来てもらって、そしてやっているという状況がありましたので、大分進歩したのかなというふうに思っていますけれども、昨年よりもさらに今回ふえていますので、これは看過できない。ここで強烈にこれらを訴えたいというふうに思ったところでしたけれども、これについて今後の市長の最終的な対応のやり方として決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御報告申しあげましたが、平成25年度の決算について前年度より143万ほどの滞納額が増加しているという状況がありましたので、決算の以降、市としても滞納者への指導強化、それから連帯保証人への周知徹底ということをさせていただきました。現時点では、25年度の決算の時点より122万2,500円の新たな収納がありまして滞納額をその分減らすことができおります。しかしながら、まだ去年よりも若干多いという状況にあらうかというふうに思っているところであります。引き続き滞納の解消に向けて努力をしていくということにさせていただきたいというふうに思いますし、初期の段階で滞納者を解消していくということも大事でありますから、最初に未納1カ月という初期未納者に対する督促というものを徹底させていただいて、早い段階で解消していくということも今進めようと、進めているところでありますし、やはり長期滞納者の問題は大きい課題でありますので、粘り強く進めていかなければならないというふうに思っております。

そして、やはりこの意見書などにもありますけれども、滞納マニュアル、滞納解消マニュアルというものをきちっと他の事例、自治体の例などもあるでしょうから、参考にしながら解消のマニュアルづくりなども研究をして解消に向けて今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 即座に、どのぐらい滞納されているかも私のほうでも大体つかんでおります。したがって、今、市長が申されたように、ちょっと滞納があったから即あなた出ていきなさいと、こういうことはもちろんこれはできません。これは人道的にもそれはできないんです。しかし、非常に長期にわたって滞納されている方もおりますので、そういう方に対しては、ある意味ではかなりの強硬な姿勢でもって臨んでいただきたい。挑んでいただきたいということを申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号10番から12番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

初めに、通告番号10番、市立病院事業について、市長にお尋ねをいたします。

本市の寒河江市立病院のような自治体病院は、地域医療を支える重要な役割を果たしていると思えますが、近年も多くの自治体病院において損益・収支を初めとして経営が悪化し、医師不足に伴う診療体制の縮小などが余儀なくされ、地域医療体制が崩壊するのではないかと心配される懸念があります。

総務省は、公立病院改革プランを作成することを求め、その中で自治体病院の、1つとしては経営効率化、2つに再編ネットワーク化、3つに経営形態の見直しを図るよう促しておりますけれども、しかし全国で1,000に近い公立病院の7割を超す病院が赤字経営で推移をしており、その主な要因は、私は構造的なものと考えております。全国市長会や病院管理者協議会において、どのように対応がなされているのか伺いますが、初めに医師の地域偏在、診療科偏在、医師不足による勤務医の過重労働や診療報酬と控除対象外消費税、つまり損税、地域医療を担う自治体病院の役割等は、構造的なもので一病院としての対応策では困難であるのではないかとこのように考えております。まず、このことについて、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自治体病院を取り巻く医療環境あるいは経営状況について所見を申しあげたいというふうに思いますが、自治体病院は、先ほど内藤議員御指摘のとおり、地域住民にとって、その健康あるいは医療という面では、不可欠な、身近な医療機関であるわけでありまして、身近で不可欠な医療機関であると同時に、やはり救急医療でありますとか、高度医療、民間の医療機関では難しいそういう役割も自治体病院、公立病院では担っているわけでありまして、そういう救急医療、高度医療というのがどちらかというところと不採算部門というふうに言われる部門でありまして、そういう部門を担う自治体病院が一般的でありまして、それが経営を圧迫しているというふうにも、従来よりそういうことが言われているわけでありまして、

また、医師の確保という面からすれば、先ほど御指摘もありましたけれども、2004年の医師法の改正により導入をされました新臨床研修医制度があるわけでありまして、若手の医師が都市部へ集中する、あるいは診療科が偏るといったようなことが起こって地方の自治体病院にとって勤務医の確保というのが大変難しく、この制度の発足以後出てきているというのも現実であります。

そして、この医師の確保が難しくなっているということが、先ほど内藤議員、御指摘もありましたけれども、現に勤めている勤務医の過重労働というものが生み出して、それが勤務医の離れていく勤務医離れにつながって、さらに医師の確保に拍車をかけているというふうにも言われているところでございます。

御案内のとおり、寒河江市立病院におきましても医師の確保というのは同じでありますけれども、大学の医局頼みという状況があるわけでありまして、独自に医師を確保してもそれに見合う医師が引き揚げられるなどということも場合によってはあるわけでありまして、それがなかなか医師確保が見通しが立てにくい状況を生んでいるというふうになっているわけでありまして、

また、消費税のお話もありましたけれども、診療報酬の改定というのは、御案内のとおり2年に1回行われるわけでありましたが、ことし4月に行われた26年度の診療報酬改定では、全体ではプラス0.1%という改定率になっているところでありますが、しかし実際には支出する材料代などには消費税増税分が転嫁をされるということでもありますので、控除対象外消費税が増加をして病院経営には少なからぬ影響が及ぼしているという状況になってきているところでもあります。

こうした申しあげた課題などについては、地方の自治体病院共通の課題であるというふうにもなっていておりますから、寒河江市だけの対策では何ともいかんともしがたい面があろうかというふうに思います。

しかしながら、それぞれの病院は医療圏の中で置かれている課題あるいはその個別の病院としての課題というものを抱えているわけでありまして。経営状況も異なっているわけでありまして、それぞれ自助努力というものをしていかなければならないというふうには認識しているところでもあります。

寒河江市立病院におきましても、収入をふやし支出を抑えるための努力というものをやはり継続してしていかなければならないというふうに考えているところでもあります。そういう努力をしておくことによって、市民のニーズに応える持続可能な病院運営ができてくるものというふうに認識しているところでもあります。

いずれにしても、先ほど御指摘ありましたけれども、いろんな改革プランをこれまで進めてきましたけれども、なかなかその成果が十分というわけにはいっていないというのが状況でありますけれども、やるべき努力はやはりしていかなければならないというふうに認識をしている状況であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長という立場の中での答弁としては当然のことだろうというふうには思いますけれども、一方でやはりそうした背景があって厳しい状況になっているというふうに思いますので、これはとりわけ市立病院を預かる責任者というだけではなくて、やはり全国的な対応が必要なんじゃないのかなというふうに思います。

それで、この前、質問の項目について聞き取りをいただいた際に、うかつにも私、この要望書も出しているということ知りませんでした。それもいただきましたが、そうした自治体病院協議会あるいは市長会等で、つまり国等に対してさまざまな要望やアクションを起こしているというふうに思いますけれども、どのような対応がとられているのか、教えていただきたいとします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど答弁申し上げましたけれども、別に共通の課題、おっしゃるように全国の自治体病院のうち7割、8割が大変な経営状況にあるわけでありまして、そういう意味ではやはり共通の課題もあるわけでありまして、ぜひ国に対して強い要望をしながら改善を図っていただきたいということで、これまでも寒河江市としても県を通して、県を通じて要望を行っているという状況でありますし、また一方、全国規模の関係団体からも要望書の提出をいただいているというふうに思っているところでもあります。

全国市長会においても提言として取りまとめ、国会議員、さらには政府に対してその実現に向けて要請活動をしているところでありまして、直近ではことし6月27日に地域医療保健に関する提

言・要望という中で、医師確保対策などとともに自治体病院等についてとして、地域医療の確保、さらには経営基盤の安定化を図るための財政措置等を講じるよう要望しているところでございます。

また、一方、全国自治体病院開設者協議会という組織がありますが、これは昭和45年の発足以来、活動の重点を病院財政対策に置きながら事業を推進しているところであり、この協議会では、地方組織として各都道府県の自治体病院開設者協議会と、山形県も加入しているわけであり、けれども、例年春の定時総会及び秋の自治体病院全国大会の後に国及び関係機関に対する要望を行っているところでございます。直近では、ことし5月に要望書を提出をしているところであり、自治体病院が抱える課題について、医師及び看護師等確保対策、それから財政措置対策である地方交付税措置の充実などについて8項目にわたって要望をまとめ提出をしているところでもあります。

なお、この自治体病院開設者協議会の秋の要望活動については、他の全国自治体病院開設者協議会初め病院関係3団体、そして全国市長会などの地方六団体、さらには国民健康保険中央会などを合わせまして10団体連名で要望書を提出をしているという活動を展開をしているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 要望書については、ちょっと読ませていただきました。

それで、そのことをもとにして少し具体的中身についてお聞きをしたいというふうに思うんですが、この自治体病院の開設者協議会あるいは市長会等で、つまり損税、控除対象外消費税ということでの考え方をどのように持っていらっしゃるのかなというふうに思っております。つまり、これ病院での損税であります、例えば経営が黒字でも赤字でも、これは負担しなければならないというふうなことになっているわけであり、しかし、自治体病院の、何ていいますか、そういう意味では、特に医療機関では診療するために薬品とか診療材料、それから医療機器、それから委託費、施設改修費などを絶えず必要とするわけであり、それに全て消費税がかかってくると。確かに、先ほど市長答弁されましたように、この診療報酬改定で一定のというのか、それは微々たるものですが、だというふうに思いますけれども、そこの中に入れていこうというふうに国では言っているんだらうというふうに思いますが、しかし例えばことしの4月より8%になって、例えば決算を見ても、何ですか、25年度決算を見れば医療外支出、つまり雑損失ということで4,500万円になっておりますね。これが仮に10%になるとしますと、今度その倍になるわけです。同じ経営状態というふうに考えれば、その倍になるわけであり、これは大変な状況になるなというふうに思います。これまで消費税が導入されてからしばらくになりますので、これをトータルするとかなりの額になるというふうに思いますし。

それで、先般いただいた資料の中で、例えば27年の10月1日から消費税が10%になれば、損税負担が倍増、市医療供給体制は困難になることから、消費税制の取り扱いについては適切な対応を図ることというふうはこの要望書ではなっておりますが、具体的にどういうふうにしろうというふうなことを国に対して、何ていいますか、言っているのかということをお尋ねしたいんです。

というのは、つまり消費税をその分はなくせと言っているのか、あるいは最近話題になっていまずように、例えば消費税を10%にするときにおいて軽減税率を適用するとかそういうことを言っているのか、具体的にどういうことを指して言っているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことしの5月28日に全国自治体病院開設者協議会と公益社団法人日本自治体病院協議会が連名で要望書を作成をしているわけでありますが、その中で、項目として第3に、医療機関に対する消費税制度の改善についてという項目があって、内藤議員御指摘のような点が要望内容としてあるわけでありますがけれども、最後のくだりに、平成27年10月1日から10%に引き上げることになっているけれどもということではありますが、こちらの要望側のスタンスとすれば、この文面だけであれですけれども、医療に係る消費税制の取り扱いについて抜本的な見直しを図ることという要望になっているところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 抜本的な対策を講じることということですが、具体的に、私はそうした関係団体のもとで国に対して要望すべきだなというふうに思うんですが、これは医療費とか、それから生活必需品等についてはやはり非課税にするべきだというふうに言うべきでないのかなというふうに思います。

中でも、例えば診療報酬を上げたり、あるいは医療費自体といいますか、そのことにもつまり消費税をかけるなんていうような無謀な議論がありますけれども、しかしそうすることによって、今度逆に、医師会等でも言っていますけれども、だんだんだんだん患者が病院にかかることを見合わせるようなことなんかも出てくるというような指摘なんかもありますので、できればきちっとはつきり、例えば10%にする際には非課税、つまり軽減税率なんていうことでなくて非課税にする、こういうふうにやはり要望をしていくべきではないのかなというふうに私は思いますが、そうしたことについて、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、その自治体病院と同様に大変消費税の取り扱いについて経営を少なからず圧迫をしつつあるというふうに思っておりますので、その件についてはやはりきちっとさらに物を申していく必要があるというふうに思っているところであります。25年の11月に出した要望の際では、適切な対応をお願いをするというような文言になっておりましたが、今回というか、5月に出した要望書では、さらに具体的に要望しているというふうになってきているわけであります。それだけ現実的に経営を逼迫している大きな課題の1つになっているのではないかとこのように思いますから、そういう意味で我々としても機会を捉えて、その実情あるいは改善について声を大きくして要望を申しあげたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そういうことで、全国的な運動といいますか、10団体で要望書、去年の11月21日に出しております要望書を見させてもらいましたけれども、これ市長会、それから市議会議長会なんかも入っています。そういう意味では、私たちも責任あるなというふうに思っているんですが、全体でそういうことに取り組んでいかなければならないんじゃないのかなというふうに思っていますので、ひとつさらにそうした要請等について強めていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 続いて、通告番号11の学校教育について教育委員長にお尋ねをいたします。

8月25日、全国学力テストの結果が公表され、翌日には公立学校の都道府県別平均正答率も新聞などのマスコミによって報じられました。その中で、秋田県のテスト結果は、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学といったそれぞれの教科と分野において各学年とも上位にランクしさまざまな議論を醸し出しております。

これまで全国最下位だった沖縄県は、2009年から秋田県の教員を招き秋田県の指導方法を積極的に取り入れ、またそのことを研修するために全国から教員や教育関係者が秋田県を訪れていることも報じられております。

物議を醸し出す背景には、そうした学力テストの実施主体者でも参加主体者でもない一部の知事などが実施要領を無視し市町村別公表や学校別公表に踏み切ったため、そこには政治的な意図が感じられるわけではありますが、その中では、第15期中教審答申で論じられてきた教育改革や、その理念やそうした思想は見つけ出すことはできません。そのことに一番戸惑っているのは、もしかしたら文部科学省の担当者かもわかりませんが、私は、こうしたことは結果的にこの教育現場に焦燥感と無力感を生み出し、教育改革に対する機運は急速に失われていくものと考えておりますが、教育委員会の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 全国学力・学習調査についてのお尋ねがありましたので、お答えをいたしたいというふうに思います。

さきの6月の議会においても御答弁申しあげたところでございますけれども、私どもの基本的なスタンスは、この学力状況調査と学習状況調査の教育の実態を知り、あるいは改善に役立てたいという趣旨で受けとめております。そのために、公表云々についても、前回御答弁申しましたけれども、現在も同様でありまして、基本的にこの学力テストといえますか、どういうふうに私どもが考えているかというようなことをまず述べさせていただきたいというふうに思います。

このテストの役割、効果というようなものは、まず1つ目に、小学6年生及び中学3年生を対象とした悉皆調査ということから、対象となる児童生徒の学力の状況が客観的に把握できる。また、児童生徒の学習習慣や生活環境との関連も客観的に把握できると。それから、明らかになった成果や課題を指導の改善につなげることができる。また、児童生徒自身にとっても、自分の学習の定着状況がわかり、よい点を伸ばし、弱点の克服につながるということができるといように考えております。そういうようなテストの意義、役割といえますか、そういうことから、またよく言われるように、このテストの結果、学校の序列化につながる。あるいは、学校間の格差を生じる。それによって、過度の競争を生み出すことになるといようなことは絶対にあってはならないものというふうに思っております、次のような配慮をしておるところであります。

1つは、この標準化された学力検査の1つとして、本市の小学6年生及び中学3年生の学力の状況を客観的に把握する手立てとして活用する。

2番目に、全国学力・学習状況調査、このテストだけでなく、ほかの標準化された学力検査、本市ではNRTという全国的な調査も実施しておるわけですが、それに日ごろのテストなどを関連づけながら分析することで、児童生徒の学力の状況をより多面的に捉える。

3つ目に、全国、この調査だけでなく、全ての学力検査を、表現が適切かどうかですけれども、ゴールではなくて児童生徒の学力向上に結びつけるためのスタートとして活用するというものであります。

こんなふうな取り組みで、私ども、このテストを受けとめて、また活用し、子供たちの学習の改善に資していきたいというふうを考えているところであります。もちろん議員が御指摘のような、学校に、あるいは先生方の間に焦燥感あるいは無力感を生じさせるようなことは絶対にあってはならないものというふうに考えております。

そういうことから、何回も申し上げますように、このテスト本来の意義、役割をきちんと認識した上で、ただいま公表に向かってといいますか、この学力テストの検証、分析あるいは今後の対応策について現在鋭意作業中でありまして、引き続きこういうスタンスでもって対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 本市のスタンスというようなことでは、私も承っておりますので大体わかっておりますけれども、ただやはりそれをいろんな形で、何ていいますか、意図的に利用しようとするのかわかりませんが、もしかしたら本当に子供たちのためにそうしたほうがいいというふうに間違った考え方のもとに、例えばそうした公表に踏み切ったりしているのかわかりませんが、そういうことが行われているわけでありまして。本市の立場はよくわかりますし、そういう意味で、そうしたことは本来の目的から外れているわけでありまして、やはり正さなければいかんというふうに思うんです。

文部科学省では、つまり県別のランクを一応公表しますね。じゃあ、市町村の教育委員会では何でだめなんだというふうにいる議論をしたり、それを本来の、してはだめだよということを破って公表したり、つまり市民がそれを望んでいるようなことでそういうふうにとりかかっているところがあるわけでありまして、そういうことが結果的に、例えば子供たちや現場の教職員に対して焦燥感をもたらしたりしているんじゃないのかなというふうに私は思っているものですから、そういうふうにお尋ねをしたところでありますが、昨日の新聞等には、本来禁止されているそうした公表について、そうした公表したことに対しての罰則というのはありませんが、何かニュースによりますと、文科省では来年からこの調査のデータの一部を提供しないこともあり得るというようなことのような発表がありました。

これは、先ほど申しあげましたけれども、都道府県だって私は同じだというふうに思うんです。先ほども申しあげましたけれども、秋田県が上位にずっと、ここ何年かランクをして、それでつまり学校関係者や、あるいは地方自治体の教育関係者といいますが、秋田詣でといいますが、ずっと秋田に行って学ぼうというふうな、研修会に行って学ぼうとかというふうなことでしているような傾向がありまして、そういうところ、本当にそういうことがいいのかというふうな、基本的に私の気持ちの中にあるので、そういうことをお尋ねしたところであります。

最近、この秋田方式といいますが、いろいろ話題になっておりますけれども、つまり各学年、各

教科とも上位にランクしてますが、続けてトップを維持するということは非常に大変なことだというふうに思いますし、それは現場の教員だけでなく、教職員だけでなく、子供たちにとっても非常にプレッシャーを与えているんじゃないのかなというふうに思います。それは、つまりそこには多分学力テストのための対策と対応がかなりなされているんじゃないのかなというふうに推測できるわけでありますが、そうした指摘もありますし、こういうことについての教育委員長の見解を承りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 秋田県をめぐるといいますか、議員御質問の中にありますような動きやら動向というふうなものがあるというやに私どもも聞き及んでおるところでございますけれども、確かに秋田県は毎年小中全ての教科、分野において高い水準を保っていると。言うなれば立派な成績をおさめているということでありまして、私ども委員会が、その要因や背景についてつぶさに知っているわけではございませんけれども、私自身は、こういうふうに長く高い水準を維持していること、このこと自体は秋田県が、あるいは秋田県の子供たちが高い学力を身につけているということについては評価をいたしたいと思っておりますし、そういうこれまでの関係者の努力に対しても敬意を表したいというふうに思います。

ただ、これの受けとめ方の問題でありますけれども、私どもとしては、これを単なる平均正答率の比較や順位だけにとられることのない、ただ秋田県で行われている指導や学びの質というんですか、内容に目を向けて見習うべき点、参考となるべきところについては十分考慮して、あるいは参考としていくということに考えております。

秋田県の内容については省略いたしますけれども、基本的に秋田県に対する見方、考え方は以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私の考え方とかなりギャップがあるわけでありましてけれども、つまりそうした対策を踏んで学力テストに臨むというようなことはいかがなものかなというふうに思うんですが、そうしたことが基本にあつて私はお尋ねをしているんでありますけれども、そうしたことを全国的に公表になっているものですから、先ほど申しあげましたように、沖縄県だけでなく東京都、それから各全国から秋田県にもう行かれているというようなことなんです。つまり、新聞で発表されましたが、これまで全国で最下位にあつた沖縄県などもわざわざ秋田県から講師を招いたり、秋田県に行つて学んだりしながら対応した結果、この読売新聞によりますと、中には、小学校ですか、6位になったり、ずっとこの順位も上げてきたというようなことなんかもありますし、こうしたことで全国から昨年で2,300人ほど秋田県に行っているそうであります。

つまり、全国的にそういうふうになっていきますと、全国の子供たちにそういうふうな教え方がいいですか、学び方がいいですか、授業を行つてしまうんじゃないのかなというふうな私は危機感があるものですからお尋ねをしたわけでありましてけれども、来年度からは、今度横手市と、それから日本航空なんかで一緒になってツアーを組んで対処しようというふうなことも出ておりました。こんなことは本当にやっていいのかなというふうに思っているのだから、かなりのやはり子供たちにはプレッシャーを与えているんじゃないのかなというふうに思います。これは見方からすると、多分いっぱい全国から来るんで、旅行会社に例えば日程の調整とか旅館の手配とかバスの手配なんかさ

せたほうがいいのじゃないかというような考え方のもとにこうしたものが組み込まれているのかわかりませんが、少なくとも寒河江市ではそんなところには行ってほしくないなというふうに思いますが私はあります。

先般、9月4日に週刊文春に「全国学力テスト1位、秋田県のからくり」ということで載ってました。多分ごらんになったというふうに思いますけれども、現場教師が内情を暴露、テスト対策を詰め込んでいるだけと、こういうふうな内容であります。中は申しあげませんが、そういうふうなやはり対策を講じているということだけはぜひ御理解をいただいた上で、敬意を表するのは、私はいかがなものかなというふうに思います。そうしたことを、本当のやはり学力をつけるということはそんなことではないんだよというふうにぜひ教育委員長にはお考えを改めていただきたいなというふうに思います。これは私の思っていることでありますから、これに対して教育委員長、お答えがあればぜひお答えをいただきたいというふうに思いますがいかがですか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私が答弁申しあげたかったのは、特殊学力テストといいますが、これのための秋田県から学ぶということではなくて、内実的に長い間こういう立派な成績と言うとまたあれなんでしょうけれども、高い水準を維持しているということ自体に、やはり秋田県の子供たちに対する学習というものは、何ていうんでしょうか、教育というふうなものよきところがあるんじゃないかというふうに思って、そういうところを見習うべきところは見習っていききたいという趣旨でお答えしたわけでありまして、この秋田県の学力調査の結果について、その結果だけに、あるいは正答率云々、順位だけにとらわれてお答えしたわけではないんです、御理解を賜りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 わかりましたというよりも、考え方はわかりました。つまり、全国で1位を維持していくというのは大変な努力だろうというふうには思います。そういう面では、私も、何ていいますか、大変なことだなというふうに思います。しかし、結果的に1位、いろんな授業や教え方をやってきて結果的に1位だったということだったらいいんですが、そのための、学力テストのための、ほかの授業を割いたり、あるいは休みのところを割いたりしてやるのはいかがなものかなというふうに思っているものですから、ぜひその辺のところは私からも教育委員会に対しては理解をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、通告番号12番の改正学校図書館法について教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

学校図書館法の一部を改正する法律が成立して、来年4月1日から施行されることは御承知のとおりであります。学校司書について、学校図書館問題研究会は、「専門性を持った学校司書がいれば、子供たちの知る自由や読む自由を大切にし、知的好奇心を喚起するさまざまな働きかけや資料提供を行い、教員の教材研究や授業づくりを資料や情報活用面から支援する。子供たちの学びや育ちを豊かなものにする」としております。

法律の改正はされましたけれども、必ず置かなければならないという必置義務や司書資格の必要義務など幾つかの点で問題も指摘されておりますけれども、一方で、衆議院、参議院での附帯決議もあって期待もされているところでもあります。本市教育委員会はそのような所見をお持ちか、お伺いしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 御質問の今回の学校図書館法の改正でございますけれども、議員からも話ありましたが、学校教育における言語活動や探求的な学習の充実と読書活動などを通じて児童生徒の豊かな人間性を形成することが求められておまして、そのためには学校図書館がより一層利活用できるよう整備を進めることが重要であるということで、次の2点が法律に盛り込まれたわけでありまして。

1つは、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書を置くように努めるということ。

2つ目に、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修などの実施を努めること。この2点であります。

この学校司書についてでありますけれども、学校図書館における教育の充実という観点から、これまでもそれぞれの市町村の判断で自主的に取り組みが進められてきております。これが今回の改正によりまして、学校司書というふうに正式に明記され法的に位置づけられたこと、これは大きな前進、一歩前進でありまして、重要な意義を有するものというふうに認識しております。

教育委員会といたしましては、この重要性、改正の重要性を考慮して、司書教諭と連携しながら学校図書館の充実や読書活動の一層の推進を図るため、専ら読書活動の推進にかかわるこの学校司書を置くよう努めることは、本市にとっても大切なことであるというふうに基本的に認識しております。

ただいまの答弁の中で、これまでも各自治体で自主的な取り組みというふうに申しあげたところですが、本市におきましても、現在この改正法に示されました学校司書の役割を担う職員として読書活動推進員という職で位置づけてまいりました。この読書活動推進員の配置につきましては、平成18年度の1名からスタートいたしまして、平成20年度に各中学校区に1名ずつの3名に増員、そして24年度からは5名体制として現在に至っております。こういうことから、学校図書館におけます子供たちや先生方の利活用の促進のために、また本市の読書活動推進のためには、この読書活動推進員はなくてはならない大切な存在というふうになっております。

ただ、これも議員の指摘がありますけれども、今回のこの学校司書の制度といいますか、制度設計には期待される面と、それから課題もあることも事実でありますし、私どもなりに認識しております。

まず、期待される面から申しあげますと、学校司書、本市で言う読書活動推進員ですけれども、配置されることで、司書教諭、それから担任の先生方との連携が一層とりやすくなると。それから、読書活動の推進や読む力の育成を図る。学校図書館の持つべき読書センター機能、各教科などの学習の支援を行う学習センター機能、そして情報活用能力の育成を支援する情報センター機能の3つの機能の充実が図られる。また、これらのことによりまして、読書活動を通じた児童生徒の確かな学力や豊かな人間性の形成が一層図られるというものであります。

これに対しまして、議員御指摘のように課題があることも事実でございまして、このたびの改正に当たっては、法みずからが附則において、将来的にこの学校司書のあり方を早急に検討する必要があるというふうに述べておりますし、また附帯決議におきましても、継続的、安定的に従事できる環境の整備に努めること、こういう課題も指摘されておるところであります。

こういうことも踏まえまして、教育委員会としましては、学校司書、すなわち本市で言う読書活動推進員の配置について、その一層の充実に向けて努力すると。それから、読書活動推進員等の資質向上のため、市の教育研究所、読書活動推進に関する研修部会などと連携した研修を充実させる。読み聞かせボランティアなど地域の人材、人材と言うと失礼ですが、先生方との連携を一層進めるというような取り組みを強化してまいりたい、充実してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、学校司書というようなことでお伺いをしたわけではありますが、それにかわる、本市では現在読書活動推進員というようなことでお答えがありました。ちょっと具体的にお聞きしますが、この読書活動推進員というのは、つまり学校司書のような資格をお持ちの方なんでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 冒頭、附則において、この学校司書のあり方を今後早急に検討するという旨が、規定があると申しあげましたけれども、現在この学校司書の資格要件については定められていないという現状があります。そういう意味で、現在、私どもの読書活動推進員についても、その資格、要件というようなものについては問うておりません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ法律の趣旨を御理解をいただいて、読書活動推進員と、つまり資格を持つような学校司書というのは違うんだよというようなまず認識から始めなければならないんじゃないのかなというふうに今の答弁を聞いて思っているところでありますが、何ていいますか、平成何年でした、12年からでしたか、この法改正に先立って、国では一般会計の中にといいますか、つまり地方財政措置で一般財源としてこの学校司書を配置するように促しているというふうに言われておるわけではありますが、それをもとにしてといいますか、これまで文部省の見解では、小学校、中学校では約半数、高校では約7割の方々が学校司書という形で現場に配置されているというようなことがありますけれども、この法律の趣旨を踏まえて、ぜひそうした資格を、法律に規定されていないからいいんだというようなことでなくて、つまり学校司書の役割いのを十分認識をさせていただいて、これからの、何ていいますか、資格が必要でないからいいんだとかそういうのでなくて、ぜひ資格を持った人に事に当たらせていただいて、配置をいただきたいなど、こういうふうに、事に当たらせていただくべくそうした人を配置をいただきたいというふうに考えているわけでありませうけれども、教育委員会の委員長として御見解いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、現在、大分もう長くお願いしている推進員の方ばかりですけれども、まずは研修等によってより仕事の役割が果たしていただけるように研修等を充実するというようなことと、それからこの学校司書、議員から話ありましたように、交付税措置によって一般財源化されていると。そういうこともあるんだろうと思いますけれども、そういうことも十分配慮しながら、資格、要件についても十分配慮していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ついでにお伺いしますが、県内で何か学校司書について置かれている自治体があるというふうに、この聞き取りの際に何かそんなお話があったようにお伺いしていますが、どこか配

置をしているところがありましたらぜひ教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 司書教諭でなくて学校司書ですね。ただ、名称はこういう学校司書というのは、今回法的には初めて位置づけられたものですから、どのような名称でとられているかわかりませんが、答弁の冒頭申しあげましたように、これまでそれぞれの市町村の判断で自主的に取り組まれておると。それから、いつからかというようなこともちょっと失念してしまいましたけれども、交付税措置がとられたというようなことも背景に、この学校司書に相当するポストといたしますか、担う方といたしますか、ポストについては、県外、県内を問わずいろいろと取り組まれておるのではないかとこのように理解はしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 時間も大分なくなってきましたので最後に申しあげますが、せっかく法律が改正をされて準備ができた段階だというふうには私は思います。重要性が再認識されているんじゃないのかな。そういう意味では、国民全体にそういうことが知れ渡ったといたしますか、それを背景にしてそうした法律が改正されたというふうには思いますけれども、その意義を踏まえていただきまして、法律に規定をされてないからでなくて、そうした重要性に鑑みてぜひ資格、要件を持った方であるとか、あるいは各学校に配置をするであるとかというふうな形で対応をしていただくようにお考えをいただきたいというふうに思っています。このことについて最後に質問をして、私の質問を終わりたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今回のまさしく冒頭お答えしましたように、大きな前進で重要な意義を持つものというふうにお答えしたところでありまして、これをきちっと受けとめて、この学校司書の充実に努力してまいりたいというふうに考えております。

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番、14番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告に従い、順次質問いたしたいと思います。

通告番号13番について、昨年の6月定例会で地域間格差を防ぐ観点から、その必要性も含めながら仮称高松住宅団地について質問をいたしました。そして、市長から答弁をいただいておりますので、それらを踏まえて再度質問をしたいと思っております。

市長は、今回の都市計画マスタープランの見直しに当たって、仮称高松住宅団地など高松駅の裏側、いわゆるJR線路と国道287号線、そして市道西寒河江・谷沢線の間のある区域の活用する方向で検討されているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の都市計画マスタープランについては、ことしと来年ということで、基本的には来年度につくっていくということで、今着手を始めたところでありまして。

進捗については、スタートしたばかりということで、市の振興計画でありますとか、県の都市計画区域マスタープランなどという上位計画ということでありますけれども、それについて分析をし

たり、資料を収集をしたりということで寒河江市の現況などについて今整理をしている、緒についたばかりということでございますが、去年も御答弁申しあげているわけでありませけれども、高松地区の、川越議員御指摘の住宅団地の開発などについては、今回のマスタープランの見直しの中で住宅政策の一環としてどう進めていくかということで検討していく課題の1つだというふうには認識をしているわけであります。

そういった意味で、来年度中に完成をするということでもありますから、今後アンケート調査をしたり、ワークショップなども地域ごとに開催をしたり、さらには懇談会も開催をしていくという予定で、スケジュールでおりますから、そういった中で多くの市民の皆さんの声も受けとめながら検討をさせていただく。そういう項目の1つだというふうに御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 この問題については、私の昨年の6月の一般質問でもお尋ねをしていますけれども、これはもう20年も前から同じことを聞いてきているんです。前任の市長の時代からこの問題は聞いてきています。そして、あのエリアが優良な農地だと。農振農用地になっているというふうなことで、なかなか大変だというふうな話でありました。しかしながら、昨年の6月議会では、地域間格差の問題、それからそれだけでなく、去年の6月ではそういうことを申しあげながら、JR線を、鉄道を使った寒河江市の都市開発というふうなことで、まちづくりというふうなことで提起をさせていただきました。それについても、市長も、やはり鉄道を使ったこれからのまちづくりというのは極めて重要だと。そして、特に寒河江市内に5つの駅があるわけでありませけれども、残っているのは高松だけだというふうなことで極めて重要だというふうな答弁もされています。

そして、今回のマスタープランの見直しは27年度でありますけれども、26年度からさまざまな、先ほども言われましたけれども、アンケートとか、あるいは地域でのさまざまな話を聞く場を設けるとかありました。それで、前からこの問題は指摘をしており、そして次の見直しでというふうになっているわけでもありますから、今のから改めて人の話を、市民の意見を聞きながらというのもありますけれども、市長としてどういうスタンスで見直しに臨んでいくかというの極めて重要だというふうに思うんです。したがって、格差解消のみならず、寒河江市のさらなる発展を展望した場合、昨年の市長答弁のとおり、JRを活用したまちづくりが重要であります。

また、私は、それだけでなく、後ほど通告番号14番でお尋ねをしてまいりますけれども、産業高校を実現をするというそういう観点に立った場合、その用地の確保なども含めて高松裏の開発というのが極めて重要だというふうに思うんです。

したがって、このエリアについて、農業振興区域から除外すべきだというふうに思うんです、今年の見直しの一連の中で。思うんですけれども、このことについて、市長の見解はいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年も御答弁申しあげましたが、寒河江市の全体の地理を俯瞰したときに、これから寒河江市がさらに発展をしていくための都市整備のあり方というものをどうようにしていくか考えたときに、この高松地区というのは、そういう意味で非常に発展可能性のあるエリアの1つだというふうには十分認識をしているところであります。

J R左沢線のことについて言えば、8割方が高校生、学生の通学の路線であります、子供たちもだんだん減ってきている。そういう中で、さらに左沢線の活性化ということを考えていけばいろんな新たな取り組みというものをしていかなければならないというふうに思っているところであります。

そういった意味で、いろんな形でこのマスタープランの作成というものを1つの新たな計画の重要な柱としてまちづくりを進めていくということになるかというふうに思いますが、御質問は、農業振興地域の除外のお話でありましたが、いろいろ我々のほうとしてもこのマスタープランを作成する際に、現時点で振興地域についてどういうふうにプランの中で位置づけるかということを考えたときに、このマスタープランというのは、ある程度将来の土地利用の構想を示すということになりますので、現に農業振興地域であっても、例えば将来一般住宅ゾーンとして整備をしていく必要があるということに考えれば、そのように位置づけしていくということも十分なっている。そういうふうにマスタープランの中では整備を構想の中で位置づけているということでもありますから、例えば農業振興地域の話しましたけれども、それ以外のところも同様に扱って将来の土地利用の構想としてプランを立てていくということになるというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 全市的には、まさに今市長言われたとおりだというふうに思うんです。したがって、私、今回通告しているのは、その高松の駅裏というか、あそこのエリア、ここについてやはり今現在、前は農振地域も工業団地の4画などする前はずっと入っておったんですけれども、今287と、それから左沢線の東側というか、まで全部外れているわけです。西側だけになっているわけです。

そして、先ほども申しあげましたけれども、後ほど14番でお尋ねをしますけれども、産業高校のことなども、この実現を展望していった場合に、校舎の敷地というか、それも周辺に確保していくとなれば、やはりここをあけておくという、農振を外しておくことは極めて妥当な、市長が言うように将来を見越した場合、まさにこのマスタープランというのは将来を展望して土地利用をどうしていくかという計画なわけですから、再度、もちろんこれからみんなの意見を聞きながら詰めていくのは当然でありますけれども、市長として、そういう提案をしていく際に、基本的にこれは外していくべきでないかというふうに私思いますので、再度この点についてお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市長としては、やはり将来の寒河江の発展を見通してというんですか、先見性を持って事に当たるといのは大変重要なことだというふうに思います。県立高校の産業高校の敷地をどうしていくかということについても、今県の見通しがどの程度になっていくかということが、来年のマスタープランの作成時点まではっきりするかどうかという見通しはなかなか難しいというところがありましようけれども、将来的な発展のために農振の地域をどうしていくかということは大変重要な課題だというふうに思いますから、川越議員の御提言は重々受けとめさせていただいて事に当たらせていただきたい。マスタープランの作成に大いに参考にさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から答弁いただきましたけれども、産業高校について県の方針がどうだと。

来年まで出るなんていうことは到底無理な話は重々承知でありますし、それが出てから計画をするというのではなく、今寒河江市自体が産業高校の設置を要求、要望しているわけでありますから、したがってそうした場合に、後でその問題しますが、ですので、だとすればというふうなことは当然考えるべきでありますので、今の市長の答弁で可といたします。

次に、農業委員会には農地の番人としての役割があるわけでありまして、しかも今も市長から話ありましたように、土地利用というのは将来の寒河江市の発展を展望しながら計画をしていくというこういう極めて重要な部分があります。そうしたときに、農用地のあり方というか計画というのは、極めて重要だというふうに思うんです。したがって、農業委員会として市政全体の発展を図る立場から農地転用、活用の必要性などについて、委員会としてこれまで協議されているのかどうか。されているとすれば、その内容などについてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 農業委員会の木村であります。

このたびの7月の改選におきまして、21期目の会長ということで選任されました。ひとつよろしくお願い申し上げます。

全力で寒河江の農業の振興に尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今の川越議員のほうからの質問にお答えしたいと思います。

農地から宅地への転用に関しましては、農業委員会がかかわる事案としまして2件あります。

1つには、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、寒河江市が策定している寒河江農業振興地域整備計画の策定及び変更について市長から意見を求められたとき、そして2つ目が、農地転用申請の県知事許可案件であります。申請書受理と県知事へ進達する際の意見審議があります。いずれの事案も寒河江市等の計画に合致しているか、農地所有者並びに耕作者の農業経営と生活への影響はどのようになるのか、開発された場合、周辺農地への影響はどのようになるのか、農地法に定める農地転用許可基準に適合するかどうかなどの調査を行い、その結果に基づいて総会において審議し、委員会としての意見を決定することとなります。

農業委員会としましては、これまでの場所や計画を特定しない中で協議を行った経過はなく、具体的な計画により市長等から意見を求められた際に、先ほど申しあげました寒河江市等の計画、農地所有者及び耕作者の農業経営と生活、周辺農地への影響、農地転用許可基準等について総会において審議することとなっております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、会長から答弁いただきました。委員会に付託された審議しなければならない案件については、そのとおりだというふうに思います。しかし、今マスタープランの策定、見直しがあります。そうしたときに、都市計画審議会の委員に農業委員会からも入ります。そうしたときに、農業委員会というのは、農地を守る番人だと。優良な農地はできるだけ減らさない。こういう立場での任務あるんだと思います。しかし、農業委員会から出て都市計画審議会の委員になる人は、寒河江市全体の、まず後で転用とか何かとかけられる前、その計画をつくる段階で農業委員会から、会長がなるか誰かはわかりませんが、入るわけでありまして。したがって、そうしたときに、どういう立場で計画づくりに臨まれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 今、川越議員が言いましたように、我々農業委員は、優良農地を守る、これが第一の仕事だと考えております。そんな観点から、それをもし今審議会委員に選ばれた場合でも、自分の考えはそこにあるということを念頭に置きまして、その一端として寒河江市の振興計画のほうにも十分協力できるものは協力していきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり今の答弁聞いて、私はちょっとまずいなというふうな思いなんです。市の全体の計画つくるときには、確かに農業委員会から参加される方はそういう役割あるんだかもしれませんが、それと同時に、寒河江市全体の発展をどうしていくか。限られた土地、農地、優良な農地もあるでしょう。これからどんどんどんどんしていった場合に、優良な農地だからだめだというふうな立場でそういう会議に臨んだ場合、もう開発の展望がなくなります。したがって、そこではみんなと、そういう任務はありながらも、寒河江市全体をどうするかという立場でやはり協議に臨んでいただきたいというふうに思います。

そして、決まったやつに基づいて委員会で審査するという場合には、そういう立場あろうというふうに思いますけれども、やはりその点をちゃんとしておかないというと、本当に都市マスタープランを審議をする、市が原案示すのかどうかわかりませんが、みんなの意見を聞いてというふうなことからすれば、重要な農業委員会から参加される委員がそういうふうな立場で臨まれたらちょっと問題があるなというふうな思いをいたしますので、ぜひ誰かが、実際問題として都市計画審議会の委員になるんだろうというふうに思いますので、したがって私は、農業委員会の中で協議会でも結構ですから、正式な話なんかでなくも結構ですから、そういうふうな話し合いをしておいていただきたいということを提起をしながら見解をお聞かせをいただきたいんです。そうでないというと、もうだめだという立場で参加をされていったんでは、もうちょっと困るなというふうな思いしたんで、事前にそういうふうなことを農業委員会の中でも、正式な委員会じゃなくて協議会でも何でも結構ですから、話をしていただきながら、都市計画の審議会の委員として寒河江市全体のものを審議していただけるようなことにしていただければいいなというふうに私思いますので、このことについての見解あったらお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 農業委員会においては、運営委員会というのがございまして、各地域から選ばれた代表によって運営されている会でございます。そういった中で、十分今の御質問に対する話等を協議いたしまして、委員会としての見解を出させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ寒河江市全体の発展に寄与するような形で、それぞれの部署から出られた委員も都市計画審議会の中では協議できるように期待をしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越議員。

○川越孝男議員 午前中に引き続いて農業委員会の会長にお尋ねをしたいと思います。

私のところに市民の方から、分家する場合の農地から宅地への転用について、よその市などではやられているんだけど、寒河江市ではなかなかできないのよというふうな苦情的な意見を、声をいただきました。

そこで、実際やられているところの状況など、事務的に調査したり研究したりされているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 ただいまの宅地に転用する場合についてお答えします。

寒河江市では、調査、研究はまだ行っておりません。分家住宅の転用については、農地法上、分家住宅を特別に扱いして許可をする定めというのはございません。農地転用許可基準に基づきまして判断されるものと考えております。他市に例があるとするならば、先ほど言いましたように、農業委員会としても調査、研究して報告したいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、会長から、よそでやられているんだとすれば少し研究をしてみたいというふうなことでありますので、ぜひ研究してもらって、できないことはしてないんだと思うのね。何らかのできる方法があるのかなというふうな気、私しますので、昨年の水害での農林被害の際にもいろいろ一緒になって研究し合う中で、いろんな方策があるということを見つけて対応していただいたわけでありましてけれども、この問題についても市民の人がそういうふうな不満に思ったりしているというふうなことをやはり取り除くべきだなというふうに思いますので、ぜひそのような形で研究をしていただいて、その苦情などが取り払われるものであれば取り払えるように農業委員会の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通告番号14番の教育政策について伺いをいたします。

1つは、学校教育における骨太の方針についてであります。

市教育委員会が直接かかわる義務教育の9年間、これはまさに児童生徒の人間形成の上でも極めて重要な時期だというふうに思います。午前中の議論もありましたけれども、知識や学力だけでなく、習慣も含めて人間としての物の見方、考え方の基礎もつくられるように私は思っているんです、この9年間というのを。

したがって、学習指導要領に基づくカリキュラムに従った学習というのはもちろん必要であります。それを軽視するものでも全くありません。その学習と同時に、繰り返し繰り返し学習をすることによって身につけなければならない、児童や生徒の身につけなければならない不変の課題があるというふうに私は思うんです。

それは、1つには、命を大切にすることだと思います。自分の命も、他人の命も、そして動物や植物、万物の命を大事にするというこういう考え方、これを身につけることが必要だと思います。

それから、2つ目は、違いを認め合うこと。違いを、お互いに認め合うということ。違いをいかなる方法であろうとも抑え込むのではなくて、違いを縮め合う努力、これをすべきだと思う。それは、その方法は話し合いだと思います。話し合いを通じて信頼関係をつくるということなんだと思いま

す。

3つ目は、平和のとうとさです。平和の大切さだ。戦争は日本では絶対悪だというふうに私は思います。人を殺し合うというこのことは、人間社会においては絶対悪だというふうに思います。このことを子供のうちから身につけさせるということは極めて重要だと思います。

4つ目は、物事を科学的に解明をして理解をするという習慣。このことを身につけることだと思います。みんながばあっと言ってるからそうだとか何かでなくて、物事は常に客観的に、科学的に裏づけを持って理解をしていくというこういう作風ですね。こういう物の考え方、生き方を身につけさせることは極めて重要だと思います。

そして、5つ目は、働くことの大切さをこれまた身につけることだと思います。勤労をとうとびとか、労働は重要なんでなくて、みずからのものとして働くこと、このことを身につけることだと思います。

私は、これまで学校の先生とか、あるいは同級生とか、あるいはもちろんうちでは祖父母、両親からさまざまなことを教えられてきました。そして、その中で、祖父母や両親よく言っていたのは、何ぼ頭よくたって小ずるくではだめだと。少々体が完全でなくちょっとハンディなど持っても、生まれても、働くことに全然問題を感じないで一生懸命働く。骨身を惜しまないで働くというこういう人間に育てあげないとだめだ。親たちが心配するのは、何ぼ頭よくたって働くことが嫌だったり、怠けを覚えたり、うまくもうけることなどだけ覚えたという、親はそのこともう心配だそうです。少々ハンディあって生まれても、毎日きちっと働く、そういう子供は、親は先に亡くなるわけですから、きちっと働くという安心できるというふうなことを私うちの中で教えられました。

というふうなことで、こういうことを、もちろん学校教育の中でそれぞれの学年や学科、時限の中で教えられているんだというふうに思いますけれども、私は、これは繰り返し繰り返しいろんな形で、先生も生徒も一緒に学び合いながら、児童生徒にこういう考え方、習慣というものを身につくようにすることというのは、今極めて重要だと思う。

連日、新聞報道などに出てくるさまざまな問題、事件、極めて憂慮すべき事態だというふうに思います。そうしたときも、やはりこういうことをしている人は子供のとき、学校で先生方と、同級生と、あるいは家庭で親たちと兄弟とどういうふうなことを語り合ってきたんだべなというふうに私、時々思うんです。

したがって、こういう基本的なことについて、教育委員会はどのように取り組まれているのか、また見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 子供たちあるいは人間としてと言ったほうがよろしいかと思いますがけれども、その本質的な部分についてのお尋ねでなかなか難しい質問だと思いますけれども、現在の学校教育についての基本的考え方に沿って、私どもが理解するところでお答えを申しあげたいというふうに思います。

我が国といいますか、変化の激しい現在の社会を生きる子供たちに、生きる力を育むことが大切だというふうに言われております。この生きる力というものは、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の3つの要素から構成されているというふうに言われております。具体的には、主体的に考え判断する力を持ち、人と協調し、思いやる優しい心を持ち、健康でたくましい体力を持つ人間像

のことである。教育基本法にも示されております生命をたっとび、勤労を重んじ、平和と福祉の向上に貢献する心と態度を育むことは、いつの時代にも変わらない教育の目標でありまして、教育活動の原点であるというふうに認識しております。

ただいま川越議員のほうから、これまでの人生の経験の中で5つの点をお尋ねになられたと思えますけれども、生命を大切に、違いを認め、平和のとうとさ、物事を科学的に解明し理解する習慣、働くことの大切さというふうに抽象的にまとめあげてしまいますけれども、この5点についてお尋ねがありましたが、この5点につきましては、今ほど申しあげてきましたように、私どもの追求している生きる力、これを育むことにつながっていると。あるいは、共有するものだというふうに理解しております。

私どもの教育委員会といたしましては、今後この学校教育が目指しております生きる力の育成に真摯に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、御案内のとおりではありますけれども、現在本市では新たな第5次振興計画の重点プロジェクト、「さがえっこ」すくすくプロジェクトの主要施策の1つとして、さがえっこ育みアクションプランを推進しております。具体的には、寒河江の子供たちを育む姿をさがえっこの育み10か条に掲げ展開しておりますが、これなどもこの子供たちの生きる力の育成に、学校、家庭、地域が連携のもと全市的に取り組んでいると。大きな意義があるものというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 もちろんそういう教育は、今の指導要領の中でも組み込まれてはいるんだというふうに思います。しかし、私の言いたいのは、そういうふうに9年間の中でずっとこれだけやったからというふうなことでなくて、今日のさまざまな問題、子供だけでなく大人も含めて日本人のさまざまな起きている問題、やはり本質的に何か欠けているのではないかというふうに私思うんです。そして、私が生きてきたこの66年の中では、こういうふうなことを学校でも学んできたし、うちでも、地域でも、あるいは友達といろいろおつき合いをしてこれまで生きてくる中で教えられて極めて重要なことだなというふうに思いますので、ぜひ繰り返しやはり学校現場で先生方からそういうふうなことが、上からこうでなくて、一緒に子供たちと、児童生徒といろんな形で会話したり何かする中で、そういうことが身につくようなことをぜひ研究していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、次、これらの取り組みの中でいろいろあったわけで、1つだけ具体的にお尋ねをしたいというふうに思うんですが、今日の世界情勢、もう言うまでもなく毎日、新聞、テレビ、もう人殺しですね。空爆空爆、テロ、やはり平和教育の内容について若干お尋ねをしたいというふうに思うんです。

日本もこれまでずっと戦争、いろんな戦争をやってきて、第二次大戦で昭和20年に敗戦という形で一旦終わっているわけでありましてけれども、これも戦争被害者であると同時に加害者なのね。被害者であると同時に加害者なんです、日本国も。そうしたときに、今イラクの、インターネットで常に放映されていますけれども、イスラム国、過激派集団の、アメリカの記者を殺害をした場面が出てきますね。私、アジアのいろんな国も回ってきている中で、日本人が、旧日本軍が第二次大戦中、1人、2人でない、何人も並べて銃殺をしている写真とか、日本刀でこういうふうに座らせて

首前に出させてちょん切っている写真とかいっぱい、そういうふうなことをされた国は展示しているんです。そして、こういうことをしてならないということ。日本では、例えば原爆1つ捉えても、日本は広島、長崎の原爆被害、アメリカは、あの戦争を終わらせるための1つの手段だったという肯定的な捉え方もあるんです。したがって、私は、やはりそういう日本軍が犯した加害者的な部分、これも授業の中ではいろいろ教えられているんだというふうに思いますけれども、やはりそれはそんなとき教科書でちょっと出てくるとか何かでなくて、ずっと我々が生きていく間、そういうふうなものを見て、こういうことをしてはならないというふうなことが学び合えるようなことというのは極めて必要なのではないかとこのように思っているんですけれども、この点についても、要するに平和教育の中身、そういうふうな部分、教えていただきたいと思いますが。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 日本国民といえますか、私どもが恒久の平和を念願する、希求するということは、いわば我が国の国是と言うべき基本であるというふうに思います。そういうことで、平和を大切にすることを養う平和教育というんですか、これは学校教育においても極めて重要な位置づけに占めていますし、するべきものであるというふうに基本的に思います。

御案内のとおり、教育基本法、その前文の中で、我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものというふうになっておりますし、またその第2条、教育の目標の中に、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、これが大きな柱というふうになっております。

さらに、学習指導要領においても、平和教育については、国語科や社会科を初めとする教科の学習や道徳の学習などいろんな教科、領域にまたがって大切に扱われているところであります。

議員御指摘のように、この平和教育というものは生命の尊重や個人の尊厳を日常生活の中に生かすことができるようにすることです。そのためにも、学校教育の場において生徒に生命の尊重や他人の立場を理解し思いやる心、寛容の心を育成することが大切であるというふうに思っております。これは、さきの質問にお答えしましたけれども、この子供たちの生きる力を構成する大事な要素でもありまして、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して育成していく必要があるものというふうに思います。

この平和に関する学習の場が具体的にもう展開されておるわけですが、この辺については教育長から答弁申しあげたいと思います。よろしく申し上げます。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、委員長が申されましたように、学校の教育活動全体を通して生命の尊重や個人の尊厳を大事にするという生き方を育てることも非常に大事な部分。あと、具体的に児童生徒の発達段階に応じて、戦争の悲惨さや平和のとうとさについて、社会や国語、それから道徳、いろんな活動の中で学んでいくということも大事でありまして、具体的には学校の中でいろいろと行われているわけでありまして。歴史学習、あと公民分野、社会科で言えばそういう学習。国語で言えば、やはり戦争を題材とする物語の教材が3年生からずっと並べられてあるわけでありまして。時間の関係もありますので具体的には後でお聞きになればお話し申しあげたいと思いますが、やはり戦時中の時代背景や生活の様子を読み理解を深めると同時に、戦時中に生きた登場人物の気持ちや心情に思いをはせて平和の大切さなどについて感想や意見をまとめる学習というのを小学校の低学年から、

下学年から中学校までずっと一貫して行われているということでもありますので、具体的な場面場面で子供たちは学習をしたり、生き方を学んだりしているというのが現状であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間がありませんので、申しわけありませんが、次に進めさせていただきます。

次、高校再編と特別支援学校について、市並びに教育委員会の見解をお伺いをしたいと思います。

これ高校再編も、これは楯岡ですか、楯岡の特別支援学校の寒河江分校開設も、これは県政課題なんです。同時に、西村山地区全体の課題なんです。ところが、それらに対する対応は、各学校ごとになってしまったわけね。谷地高とか、左沢工業高校、寒河江の農業校舎というふうな形で。そして、その自治体などとの、結果的に個別の対応になってしまったなというふうな感じがします。その結果、総合的、客観的にさまざまな問題も出ているなというふうに思うんです。

そして、高校再編については、寒河江市では、寒河江市の高等学校の未来を考える会を立ち上げて、県が示した西村山の県立高等学校再編整備計画を見直しをしてほしい。そして、寒河江工業高校と寒河江高等学校の果樹園芸科を統合して農工連携の充実した教育が行われる産業高校として整備するように県のほうに署名添えて要望したんです。ところが、結果的にこれがならず、県が示したような形で25年度より進められてきているわけです。そして、農業校舎の一部解体も27年度から始まる状況にあるわけでありましてけれども、私は、やはり産業高校の整備というのは寒河江市だけの問題でなくて、寒河江、西村山全体のことだと思うんです。土木科なども工業高校でもうなくなっている。農業校舎の果樹園芸科もなくなっているわけでありましてけれども、確かにそれぞれの人は少なくないんだ。西村山全体を考えた場合に、土木技師を養成する高校教育など、あるいは農業の関係も同じように必要だというふうに思うんです。

そうした場合に、これまでのこの未来を考える会から一步脱皮して、今の状況を受けて、これらの産業高校を整備するというふうなことであるならば、新たな西郡全体の運動を進める組織に、一歩上に上がるべきだというふうに思うんですけれども、そのことも含めて産業高校の実現の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 西村山の高校再編については、ただいま川越議員からこれまでの経過などについて御説明がありましたので、時間の関係もあって私のほうからは省かせていただきますけれども、我々としては、産業高校の創設ということについては、引き続き要望している最中でございます。ただ、県の計画というのが着実に進んでいる段階でありますから、その要望を踏まえつつも現実的なさらなる要望ということをお願いをしてきているということでもあります。

現時点では、来年の4月からは農業を目指す生徒、西郡の農業を目指す生徒は左沢高校果樹園芸系列で学ぶという形になっていくわけです。現在、左沢高校の総合学科には1年生103名、2年生110名が在籍をしている。2年生の選択科目で果樹園芸系列を選択している生徒は37人、要するに3分の1いると、こういうことでもあります。我々としては、農業を目指す子供たちの場をやはりこの西郡の果樹園芸地帯にぜひこれからも残していくべきだ、あるいはつくっていただきたいということで要望をしているところであります。

そういう意味で、工業高校の問題もあるわけでありまして、工業団地の隣接する工業高校、そして農業を目指す子供たちのためにこの産業高校の創設というものをやはり引き続き要望していくと

○佐藤洋樹市長 特別支援学校の誘致については、平成24年9月に県のほうからそういう方針が示されて、翌10月に我々のほうとして、市として要望をさせていただきましたが、その際は、やはり将来の高松農業校舎の用地などに小中高一貫の施設を設置をしていくのが西郡全体の教育、支援学校の教育についてはベストなのではないかというようなことを念頭に置きながら要望をさせていただいているところであります。

先ほどおっしゃるように、まだ今整備途中でありますから、今後の推移を見ながら、また産業高校の整備なども念頭に置きながら、今後の活動を展開していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 通告では、この関係については教育委員会からも見解、お聞きしたいというふうにしておったんですが、時間もありませんので、やはり将来に、20年後、30年後を展望した場合に、あのときもう少しみんなの知恵を出し合うべきだったなどという後悔しないように、ぜひ前向きにそれぞれの機関と対応していただきたいということを申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を代表しまして質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いをしたいと思います。

通告番号15番、子ども・子育て支援事業計画についてであります。

この事業計画の策定の根拠でありますけれども、子ども・子育て新制度、これは税と一体改革の1つとして進められてきました。平成27年の4月からの本格始動ということで取り組まれております。これは新制度の主なポイントになりますけれども、1つは認定こども園制度の改善とか、あるいは認定こども園とか幼稚園、そして保育所に対する施設型の給付とか、あるいはこの小規模な保育所に対する地域型保育給付の創設と。そして、地域の子ども・子育て支援の充実というということで3つ挙げられています。

そしてまた、この地域子ども・子育て支援事業でありますけれども、いわば妊婦の健診とか、あるいはファミリーサポート事業とか、そして一時預かり、そして延長保育、そして病児・病後児保育とか、放課後児童クラブなど13事業が挙げられております。

この制度でありますけれども、幼児期からの教育とか、あるいは地域の子育て支援とか、総合的に推進するということが望まれております。そして、各市町村におきましては、このニーズ調査に基づいて子ども・子育て支援事業計画の策定することが義務づけられています。そしてまた、来年度のスタートに向けて各種事業の認可とか、あるいは運営の基準など、これらにつきましては条例の制定ということで、9月の今回の議会に子ども・子育て関係の条例ということで上程をされておられます。

この制度でありますけれども、保護者の方々、市民の皆さんからの御理解ということの努力が求められます。そして、今回のこの事業計画でありますけれども、市町村の取り組みとしては、子ども・子育て会議を発足させましてニーズ調査を行って、その結果に基づいて来年3月までに決定を

するというような予定になっております。

それで、まず最初でありますけれども、これまで寒河江市としても平成17年に策定しました次世代支援育成行動計画、これを策定してきております。それで、この計画の中では、基本的な理念とか、あるいは基本の目標、要するに推進を図っていくためのいろんな方策が提示をされておりますけれども、今回この子ども・子育て事業計画、支援事業計画、これの策定に向けまして基本的な考え方、お伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員からお尋ねの子ども・子育て支援事業計画というのは、先ほど御質問でもありましたけれども、次世代育成支援対策推進法に基づき制定されました。平成17年から平成26年までの次世代育成支援行動計画、10年間にわたる計画でありますけれども、その後継の計画として子ども・子育て支援法の規定に基づき策定をされるというものでございます。

安心して子供を産み育てられ、子供がすくすくと育つまちづくりというものを主眼として、子育てと仕事の両立支援、子供が健やかに育つまちづくり、子育てを地域全体で支えるまちづくりを基本的な目標として各般の施策を総合的、計画的に推進していくことを目指して策定をするものでございます。

また、市としては、ことしが市制施行60周年の節目の年に当たりますので、未来を担うかけがえのないさがえっこを社会全体で支え合うまちづくりを目指して「さがえっこすくすく宣言」という宣言を行ったところであり、この事業計画は、その具現化を図るための柱となるものと考えているところであります。そういった観点に立って、新第5次振興計画を初めとした既存の計画との整合性を図りながら、また国、県の指針などを踏まえながら、寒河江の子供たちがすくすくと育つことができるようなそういうまちづくりを目指す内容にしていきたいと思いますというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、平成17年に策定しました寒河江市次世代行動計画というものの後継計画という話もありました。その次世代行動計画の中では基本的な目標も明示をされておまして、大体同じような形で進んでいくのではないかなと思っております。

それで、60周年記念に合わせて、市長のほうからも「さがえっこすくすく宣言」ということが話がありました。これの具現化に向けて今回の事業の中に入れていくと。これも非常に結構な話で、このとおり進めていただきたいんですけども、平成17年の計画を見ますと、これは先ほども話しました基本目標でありますけれども、この基本目標とか、あるいは要するにそれに関する施策とか具体的な状況、項目を見ますと、要するに妊娠、出産、子育て、就学前あたりが非常に中心的な事業計画になっているのではないかなという思い、私しております。ですから、今回はさがえっこすくすく宣言の場合は、要するにそれを拡大したような内容にもなっているわけでありますので、当然そうしますと、例えばバリアフリー関係の安全なまちづくりとか、あるいは子供たちを守るための防犯とかその辺のところもこの基本目標に入れながら、それからまた当然今虐待問題がありますから、その保護が必要な子供たちへの支援体制とか、その辺を含めながらもうちょっと17年に定めたこの行動計画よりも、今回の事業計画はちょっと大きな意味で策定する、私は必要性があるのではないかなと、このように思っておりますので、その辺については、その計画の中でこれからいろいろ

ると、子ども・子育て会議の中でそれぞれ議論されると思いますから、その辺を含めて、この平成17年の行動計画よりももうちょっと幅を広げたその辺の事業計画を策定するように要望しておきたいと思います。

それから、ニーズ調査であります。今回この行動事業計画のニーズ調査については、非常に重きが置かれております。そして、このニーズ調査について、平成25年の11月にやられたという話を聞いておまして、当時、私も厚生常任委員会に所属をしておまして、常任委員会でも申しあげたんですけれども、そのニーズに調査についてもうちょっと拡大したようなニーズ調査をすべきだと。

それで、厚生労働省のサイトとか、あるいは内閣府のサイトを見ますと、各地の事業計画に向けた自治体の活動が紹介されています。そして、非常に自治体的には工夫を凝らしながら調査をされているというような動きがありますけれども、その辺、改めて、その基礎資料となる地域での子供にかかわる療育といいますか、利用環境といいますか、把握といいますか、その辺のニーズ調査についてどのような方法でされたのか、お伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国の基本的な指針の中で、市町村というのは教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び希望などを把握をして、これを踏まえて地域の実情に応じた量の見込みを推計して具体的な目標設定をするということになっているわけでありまして。

そういうために、昨年11月でありましたが、就学前の児童の保護者1,000名と小学校1年生から3年生までの児童の保護者500名、合わせて1,500名を無作為に抽出をしてアンケート方式によるニーズ調査を実施をしたところであります。

就学前の児童については、市内幼稚園、保育所への就園児については、各施設を通じて配付をして、その他の児童については郵送による配付をしたところでございます。

また、小学校の児童については、各小学校を通じて配付をして調査をしたということでありまして。

回収率は、就学前児童については78.2%、小学校児童については92.0%ということでありました。

調査の内容でありますけれども、就学前児童については、家庭の状況や保護者の就労状況、それから保育サービスなどの現在の状況、そして今後の利用意向などについて31項目でありました。

就学児童については、同じように家庭状況や保護者の就労状況、児童の放課後における過ごし方などについて15項目を調査をいたしました。これは、国が示した調査項目に基づいた内容というふうになっているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ニーズ調査については、就学前の世帯1,000名と、それから小学校にいる世帯500名ということがありまして、小学生世帯については非常に高い数字を示しているのではないかなと。これは学校を通じながらやったということでありましてけれども、就学前の子供のいる世帯については、それほど高くなかったのではないかなと思っています。

それで、私も先ほども申しあげましたが、昨年9月の委員会の中で申しあげたのは、そのニーズ調査についてある程度拡大しながらすべきではないかという話の中で申しあげました。先ほど申しあげました厚生労働省とか、あるいは内閣府のサイトでありますけれども、これを見ますと、子供のいない市民、要するに10代から40歳までの子育て予備軍に対して対象にするとか、あるいは実際におじいちゃん、おばあちゃん方を対象にするとか、その辺の他市の例あるいは実際に中学生、高

校生などにもきちっと意見を聞きながら、要するに次の段階でどのようなニーズがあるのかということによって調査をされているというのが紹介をされております。ですから、この辺のところ、やはりこの事業計画の策定の途中でありますけれども、常日ごろ市民と接しているという中で捉えている面もたくさんあるかと思えますから、市民の声を捉えていくということで策定に向けて取り組んでいただきたいと要望させていただきたいと思えます。

それで、このニーズ調査の概要の結果でありますけれども、先ほど申しあげました調査項目、全体的に46項目ということであるんですが、その調査項目の中で、調査票にもありますけれども、その事業の認知度とか、あるいは一時預かりの利用とか、あるいは放課後児童クラブとか、あるいは子育てに関する悩み関係、そしてまた行政の要望などについてはどういうふうなことであったのか。ニーズ調査の結果の概要についてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 事業の認知度については、母親学級、両親学級、育児学級などに対する認知度は74.2%でありました。また、保育所や幼稚園の園庭等の開放などについても70.2%。ハートフルセンターの子育て支援相談窓口については73%が知っているという回答で高かったというふうに認識をしております。

一方、一時預かりについては、利用していると答えた方は1.4%でございました。買い物や用事を済ますときなど見てくれるところがあるといいという御意見もありました。

放課後児童クラブに関しては、就学前児童については、低学年のとき利用したいという方が27%、高学年のとき利用したいという方が14.6%でございました。また、長期の休み期間中のみの利用もできるようにしてほしいという御意見もあったところであります。

また、子育てについて周囲の援助が得られないと回答した方が6.9%。子育てに関して気軽に相談できる相手がないという方は5.1%という結果でありました。

行政サービスに対する要望としては、子育て支援医療制度の通院費の中学校3年生までの無料化でありますとか、子供の遊び場の充実、保育所をふやしてほしい、それから休日保育や病児保育の実施、子育て支援についての相談窓口の充実などについての要望、御意見がございました。こうしたさまざまな要望、御意見などを踏まえながら内容の検討を進めているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、ニーズ調査の結果概要ということで答弁がありました。この結果については、策定に当たって十分に検討していきたいということも考え方がありましたけれども、これは私のほうでも、先ほどの質問の中で2つのこと、子育てに関する悩みとか、あるいは行政へのサービスの要望ということであえて質問事項に入れさせていただきました。これは今回の寒河江市のニーズ調査の質問事項にはないんです。市長から今あったというのは、要するに自由記載ということで記載項目がありまして、その自由記載の中で該当された方々といえますか、配付をされた方々からいただいた御意見ではないかなと思っております。

それで、これは各地の状況を見ますと、今回のニーズ調査のやり方でありまして、調査票、寒河江市の場合は当然国のほうから来た調査票をもとにしながらやっていらっしゃる。これはこれでいいんですけれども、やはり寒河江市独自でどういうふうなことをこの計画に盛り込んでいくのかということになりますと、寒河江市独自である程度の調査票などの作成方も必要ではなかったの

かなと。ですから、先ほどあったように、行政サービスの要望の中では、例えば医療費の無料化とか、あるいは保育所関係の休日保育とか、あるいは病児保育などということではいろんな要望がありましたけれども、その辺の要望あるいは子育てに対する悩みなどについてもある程度の確な形で、こちらで調査票の中で聞き取ることによって多くの御意見、御要望なども出てきたのではないかなという思いをしているところです。

そんなところで、これから要するに策定に当たって、当然今年の3月ころまで調査票のまとめは終わっているかと思しますので、今のところ分析しながら計画にどういうふうに入っていくのかという段階まで来ていると思しますので、その辺については、今時点のところではなくて、将来を見越して十分協議を、十分検討するという事なども大事かと思しますので、その辺は将来を見越した上でやはり検討ということについても御要望させていただきたいと思します。

それで、事業計画の経過あるいは進捗状況でありますけれども、当然ことしの3月までにはスケジュール的にはつくっていくというような内容になりますけれども、子ども・子育て会議を発足をして、そのニーズ調査の結果に基づいてそれぞれその中でいろんな議論をしながら、最終的にはパブコメを実施をして、要するに3月までにはでかしていくというような内容になるかと思しますが、その事業計画の策定の経過あるいは進捗状況といいますか、策定までのスケジュール等についてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員御指摘のとおり、今年の6月に寒河江市子ども・子育て支援推進会議という条例を制定をさせていただいて、9月に17名の委員から成る推進会議を設置をしたところであります。これまで4回の会合をしているところであります。1回目の会合では、新制度の概要について御説明をし、ニーズ調査の実施について御協議をいただきました。2回目の会議、これはことしの2月開催をいたしました。現在の次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況、さらにはニーズ調査の中間報告などについて御協議をいただいております。26年度に入り、この7月に開催をいたしました。今定例会に上程をしております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の内容についていろいろ御意見を頂戴したということでもあります。直近では8月にも開催をいたしまして、事業計画案の現状と課題、さらには施策の体系などについて御意見を賜っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど那須議員のほうからも御指摘がございましたが、数値目標、支援事業に関する数値目標や実施方策などを内容とした計画の案について9月から11月ごろにまた審議をいただいで、殊に会議で審議をしていただくということにしておりますし、それをまとめた上で12月ごろまでにはパブリックコメントを実施させていただいて、来年3月までには計画を策定したいということで今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 スケジュールということで今後の取り組みが市長からありましたけれども、9月から10月にかけて子ども・子育て会議を開いて審議をしていくということ、事業計画、事業量でありますけれども。それから、12月にはパブコメをやる。3月までには策定という話がありました。

それで、他市の例など、先ほど申しあげました厚生労働省とか内閣府のサイトでありますけれども、他市の例などを見ますと、国が作成したパンフレットを配布しながら、あるいはホームページ

上で、子ども・子育て新制度というのはなかなか御理解がいただけないと。わかりづらい、わからないという市民が非常に多いんです。それで、ホームページでその周知をしているというところもありますし、実際的には出前講座を開催をして、その新制度に対して説明しているというような取り組みをしている自治体などもたくさんありました。

それから、いま一つは、先ほど市長からありました子ども・子育て会議でありますけれども、これまで4回開催されているという内容がありました。そして、自治体によっては、その子ども・子育て会議の会議録、これ上程しながら、今どういうふうな形で進んでいるのかなということを紙面に公表しているという市もありました。私は、そのようなことが非常に今回のこの子ども・子育て事業計画、全体的には新制度自体がなかなかわかりづらい新制度であるということが市民に対して不安を与えている面がありますから、そういう意味では、そういうものを含めながら新制度へのスムーズな移行といいますか、そういうものをするためにも、まだ遅くありませんので、当然9月から11月という話がありましたけれども、いろんな機会を捉えて市民に説明していくという姿勢が大事かなと思いますから、その辺について御要望しておきたいと思います。

それで、市民の方、今回、子ども・子育て会議を設置をして、それで事業計画を策定ということで今進めておりますけれども、事業計画を実効性あるものにするということを考えますと、やはり子供の保護者あるいは事業者といいますか、保育者といいますか、そういう人に対して説明をしたり御理解をいただくための方策というものをしていくべきでないのかなと。

お話を聞きますと、ことしの6月、7月にかけて、これは全体でなくて、要するに役員の方々を中心としながら懇談会といいますか、そういうものもされたという話を聞いておりますけれども、全体的にやはり保護者に御案内状を出しながら、その中で集まっていただいて説明をするということなども必要かと思っておりますけれども、その辺の考え方、お聞きをしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この新しい制度に基づく計画については、先ほど那須議員御指摘のようななかなかわかりにくいというんですか、市民に理解を得られないというところがあるやにお聞きをしておりますから、できるだけわかりやすく、あるいは広く市民の皆さんに制度あるいは計画などについてお伝えをしていくということが必要だろうというふうに思います。

この子ども・子育て支援法第61条にも、広く住民の意見を求め、反映させるための必要な措置を講ずることということにされているところであります。

先ほど御指摘ありましたけれども、この計画策定については、市内の幼稚園とか事業所内の保育施設あるいは保護者の皆さんとも話し合い、あるいは子育てグループ、子育てサークルとの懇談会、放課後の児童クラブ運営委員会の皆さんとの話し合いなどもさせていただいてきているところであります。また、推進会議のメンバーの中にも保護者の方、市民の皆さんの代表の方なども参画をさせていただいているところであります。できるだけ多くの皆さんの御意見を頂戴してよりよい計画になっていくようにさらに努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

そういった意味で、御提案の懇談会の実施などについても、この推進会議の中にもお諮りをして、そういったことについて御検討いただいた上で進めていければというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 先ほど申しあげましたけれども、市としても6月、7月、事業者とか、あるいは保育所関係あるいは放課後児童クラブ等の方々と意見交換されて懇談会をされているということが市長から答弁がありましたけれども、一部の役員の方々でありまして、全体的に御案内出してやはり聞くという姿勢が大事なのかなと。お母さん方の話聞きますと、通っている方で、なかなか不安だと。要するに、今回の新制度は非常に難しい、わからないという声があります。だからこそ市のほうで赴いて説明して御理解をいただくといえますか、そのような行動が必要になってくるのではないかなと思います。

市長のほうからは、子ども・子育て会議の中でそれぞれ意見を伺ってという話がありましたけれども、ぜひ開催していただくように御要望ささせていただきたいと思います。

それでは、事業の推進体制でありますけれども、要するに平成17年に策定した行動計画の際も推進体制ということで協議会を立ち上げて、それぞれこれまで毎年ごとに、要するに調査、分析をして計画の方策あるいは進捗管理というものをしてきました。

それで、前期では書かれているんですけども、後期のほうでは、要するに進捗管理、それから推進の方策というものが明記になってません。ですから、今回新しくつくる事業計画でありますけれども、これは事業5年間でありますけれども、その中ですということになってくるんですが、具体的にはどのような推進体制で進行管理などの計画に取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やはり計画は実行してこそ意味があるわけでありまして、その計画の進捗状況について常にチェックをしながら検証していくということが必要だろうというふうに思います。

そういった意味で、この事業計画がスタートする平成27年度以降も子ども・子育て支援推進会議というものを毎年開催をして、計画の実施状況などについて報告をしながら調査、審議していただくということにしたいというふうに思いますし、また庁内におきましても関係課で組織をする連絡会議というものを立ち上げて、継続的に点検、評価、見直しを行っていきたいというふうに思います。そういった意味で、計画を着実に推進してまいる体制を整えていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、推進体制を組んでということがありました。今回の期間というのは5年という、要するに期間を目標を定めておりますから、一年一年の取り組みが非常に大事なのかと。ですから、要するに今回1年やったものが次年度の計画に評価をしながら反映をしていく。この取り組みが非常に大事な計画になってくるのではないかなと思っております。

市長のほうからは、連絡会というようなことが話がありました。庁内の連絡会を立ち上げて点検、評価あるいは見直しをしていくという話がありましたけれども、それぜひともやっていただきたいと思います。

それから、もう一つは、計画の中に明示をしていただきたいと思います。そしてまた、要するに子ども・子育て会議も当然これは評価をして次年度に対してのいろんな審議をされるわけでありまして、その辺の状況についてホームページ上で発信をしていく。ですから、今どういうふうな問題があって、どういうふうなことが今寒河江のテーマになって、どういうふうな状況にあるのかなというこ

とを常に市民の方に公表していく、公開していく。ですから、ホームページ上の公開ということについても市民の声を、要するにそこにまた聞ける状態が出てくるわけでありますから、その辺についても御要望していきたいと思えます。

それから、次でありますけれども、計画の推進の方策です。計画の推進の方策については、当然今回は寒河江の実態に合ったものということで、今までよりはちょっと質の高い、幼児期から教育とか保育の一体的供給ということを目指すということで、市のこの事業計画がかなめになっていくのではないかなと思っております。そういう意味では、前の平成17年に定めた行動計画、その行動計画の場合も施策を定めながら具体的な事業というところまで明示をしてそれぞれ具体的な取り組みを行ってきたわけです。それで、今回このニーズ調査をされて実態を把握をされて計画を取り組んでいくわけでありまして、その辺の計画における推進の方策。

これはお話を聞きますと、次世代育成行動計画、前の計画でありますけれども、大体ほぼ100%達成だという話を聞いております。それで、基本目標として、先ほども市長の考えの中で、子供を産む環境とか、あるいは子育てと仕事の両立支援とか、あるいは社会全体で子育てを支える地域づくりということなども、前回の行動計画の目標でありましたけれども、その辺、今回の事業計画の中でどのあたりに重点を置いてやられるのか、その辺具体的な事業の取り組みなどについてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今計画を策定中でありまして、具体的にどういった事業というのはなかなか申しあげにくい。検討中でありまして、先ほど那須議員からも御指摘ありました全体的な柱立ては先ほど御答弁申しあげたところでありますが、特にやはりいろいろニーズ調査あるいは保護者の皆さんの声をお聞きしますと、まず特に保育については待機児童ゼロは、そういう保育体制を堅持していくとともに、希望した保育所に入所できる環境を目指してほしいと、こういうことが第一義的にそういうところでありましたから、そういうものは実現をさせていただく目標になってこようというふうに思えます。

それから、保育ニーズの多様化に対応して、休日保育あるいはさらには延長保育の充実、そして病後児保育の実施などを進めていくということがあろうかというふうに思えます。

さらに、前回の計画から大分環境が変化しているということですが、先ほど那須議員もありませんけれども、核家族化の進行とか共稼ぎ世帯、さらには勤務形態の多様化などということから、安心して子供を産み育てられる環境をつくっていくには行政の施策、努力はもちろんでありますけれども、御家族の皆さんはもとより地域の方々や雇用主たる事業者の理解と協力をいただくということが大事だろうというふうに思えます。そういった中で協力しながら、男女共同参画あるいはワークライフバランスの推進、育児休業制度の普及推進などという点についてできる限り社会全体で支え合うというのを具現化するような内容に努めていきたいなというふうに思っているところであります。

一言で申しあげますと、市民、それから事業者、それから行政が一体となって推進していく、そういう方策あるいは体制の構築というものを目指していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 具体的な方策ということで市長からもありませんけれども、作成中でありまして

なかなかこれこれという話が出てこないかと思えますけれども、市民と事業者が一体となって検討していくという話がありました。これはやはり市民の皆様方から、先ほど市長からありましたけれども、希望した保育所に入所できない環境というのは非常に寒河江市の場合は市民の皆様方からいろんな意見が出ています。それと、休日保育とか、あるいは病後児保育等々に対して27年からの実施ということにもなっているわけでありましてけれども、その辺の御要望もあるということで今回入っていくという話がありました。

要するに、先ほど申しあげましたけれども、今の時点だけでなく、やはり将来を見越して具体的なものを入れていくということが望ましいわけでありまして、市としてもこれからニーズ調査、先ほど申しあげましたけれどもいろんな調査、まだ遅くありませんので、市民の中でいろんなふうな発信をして、どのようなニーズがあつてどういうふうなことが計画に入っていくのかということまで、再度これはやっていただいて、その中からいい事業計画というものを策定をしていただきたいと思えます。

それで、目標量でありますけれども、前の計画の際にも目標量を決めて具体的にその目標量の達成のために取り組んできました。先ほど言った大体全計画のほぼ100%達成というのは、この目標量を実行することによって100%達成ということになってきているんです。

それで、今回についても、当然前回の計画の場合は将来の子供の数とか、あるいはニーズ調査の結果とか、あるいは保育のサービス、それをもとに設定をしてきておりますけれども、今回この事業計画のもとでどのように設定されていくのか。これから子ども・子育て会議のほうにこのニーズ調査を含めた目標量の設定なども入るといった話がされておりますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の事業計画の期間というのは27年度から31年までの5カ年間ということですが、今回についても主要事業の目標事業量について人口推計あるいはニーズ調査の結果を踏まえて平成31年度までの各年度ごとの事業量見込みと、それに対応した目標事業量を設定をしていきたいというふうに考えているところであります。設定に基づいて確実な実施を目指していくという計画にしたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今回の事業の中でもそれぞれ目標を設定をして取り組んでいくというような答弁がありました。目標を定めるというのは非常に大事なところで、要するに5年間にどのような目標をどういう形で設定するのかと。ですから、当然これは市民の方の声もあるし、当然市としてのこれからの財政の問題もあるし、いろんなものが絡んできますから、そういう中で今まではほとんど100%達成していますから、そこからより高い次元での目標設定となってくるのではないかなと思えますので、その辺に向けて大いに期待をしていきたいと思えます。それで、この辺についてもやはり市民の声、そのようなものをこの数値目標に反映をしていくといえますか、聞いていただいて決めていくといえますか、そういうものを要望しておきたいと思えます。

それから、次でありますけれども、条例制定、今回されました。そして、保育の必要性の認定ということなども今回出ておりますけれども、それに関連をしまして、今回の条例には入っておりませんが、延長保育の考え方についてお聞きをしたいと思います。

これは事業計画の中で取り組んでいくこととなると思いますけれども、現在市立の保育所の保育時間は8時半から4時半までと8時間の原則になっております。それ以外は延長保育ということになってくるわけでありまして、この新制度の中では保育短時間が8時間と。それに保育標準時間が11時間と、このように認定されました。地域子ども・子育て支援事業の中の延長保育事業との関連も含めて、延長保育、そしてこの延長保育の保育料もありますので、その辺の考え方を伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在保育所で行われております保育時間については、先ほど那須議員の御指摘のとおり、寒河江市立保育所設置条項第3条において、午前8時半から午後4時30分までというふうに規定されているところであります。

しかしながら、保護者の皆さんの就労時間や核家族化の進行などに伴い多様化する保育ニーズに対応していくために、条例第3条のただし書きの規定により、平成16年度より午前7時から午前8時半までと午後4時30分から午後7時までの延長保育というものを実施をしているところであります。

来年度からスタート予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、保護者からの申請に基づき保育の必要量を市町村が認定することになっていくわけでありまして、認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した1日11時間までの利用に対応したところの保育標準時間と、主にパートタイム就労を想定した1日8時間までの利用に対応したところの保育短時間、短い時間の2区分が設定されることになっているわけでありまして、基本的には、その範囲内で保育サービスを利用いただくということになるわけでありまして、これを超えて利用する必要が生じた場合などについても柔軟に対応するよう努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、延長保育料についてでありますけれども、現在は午後6時以降の延長保育を利用されている方についてのみ月額2,500円、日割りの場合は1日200円を負担していただいているところでございます。

新制度におきます延長保育料の取り扱いについては、現在のところ国からは特に示されていないわけでありまして、いずれにいたしましても、できるだけ保護者の皆さんの負担がふえないよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 延長保育については柔軟に対応したいというような答弁がありました。

寒河江市の場合は、先ほど言ったように延長保育の料金でありますけれども、午後6時以降に発生するというので、先ほども市長からありましたが、国ではその延長保育料については規定をしておりませんので、当然これは市のほうで定められる部分ではないかなと思いますから、新しく新制度で変わるわけでありまして、その辺についても、市長のほうからもありましたけれども、保護者の負担にならないようにということで検討いただきたいと思っております。

それから、次に利用者負担でありますけれども、今回の利用者負担、保育料の負担であります、保育料については来年3月までに定めるということをお聞きしております。それで、所得基準が変更されるということも聞いておられて、実際に保護者の負担がふえないで少しでも軽減できるように設定、このようにすべきではないかなと思いますけれども、この新制度の実施に伴って保育料、市

町村が国の基準を参考にしながら設定するというようなことになっておりますけれども、今のところ寒河江市の現在の保育料を見ますと、国の基準に対して非常に軽減されているという内容になっております。そのところで、新制度に移行して今回新たな形で設定されますけれども、保護者の負担がふえないような、このような保育料の設定ということをすべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新しい制度におきます利用者負担については、児童の世帯の所得状況を勘案して定めるということになっているわけでありまして。国が示す基準額を限度として実施主体である市町村が定めるというふうになっております。

現在の利用者の御負担というのは、所得基準として前年度分の市町村民税と所得税額をもとに階層区分が設定されているところでありまして、新しい制度におきましては、市町村民税額をもとに階層区分を設定する方向で検討されているところでありまして。

寒河江市といたしましては、国の基準を踏まえつつ、保護者の負担がふえないよう配慮しながら、予算編成とあわせて来年3月ごろをめどに決定をしていくという今のところ予定でいるところでありまして。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 保育料については、国の基準を踏まえながら保護者の負担がふえないように考慮するというところもありましたけれども、国からは8月時点で、たしか要するに国の考え方ということで示されているのではないかなと思います。

それで、現在の保育料の内容を見ますと、3歳未満児の月額保育料、これを見ますと、階層がありまして、要するに2階層、3階層の部分までは、これは市民税というものを基準にしながらやって、4階層から8階層までは所得標準ということをしなから、要するに保育料を決めておられます。

それで、2階層、3階層、下に来れば来るほど国の設定基準からの減免といいますか、軽減措置といいますか、それが少なくなっているんです。そして、上がれば上がるほど、要するに多い。ですから、2階層で大体、3階層で72%、そして8階層では50%というような軽減率になっているという現状があります。ですから、今回これから決めるわけでありましてけれども、低所得者に配慮した保育料といいますか、そういうものの設定ということをまず強く御要望をしておきたいと思っております。これは利用者ができるだけ影響が少ないような、このような設定になるように御検討をお願いしたいと思います。

それで、今回のこの新制度の移行の中で、市のほうでも現在行っております多子世帯に対する保育料の軽減、これ今のところ市の独自で施策ということで行っておりますけれども、今回の新制度に移行することによってどういうふうになるのかなど。ですから、継続ということ、そして私は今回さらなる拡大といいますか、充実といいますか、そういうものをすべきであるというふうにご考えておりますけれども、これまで寒河江市の子育て支援の大きな柱として、寒河江市のほうでは保育所あるいは幼稚園あるいは認定外保育施設に対して平成25年からでありますけれども、小学校3年以下の要するに子供さんが3人以上いる世帯について、その第3子、この保育料を無料化を行っております。

それで、今回のこの新制度に変わるというような内容の中で、市民の皆様方から今御要望があるのは、小学校3年というような条件がありますから、その条件に対して3人いる世帯ということで、小学校3年のところの拡大をお願いしてほしいというような声が市民の間からもいろんな形で聞かれます。ですから、今回この保育料の設定の中で、そのさらなる拡大、充実ということについても行っていくべきと、このように考えますけれども、考え方をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では、那須議員御指摘のとおり、子育て支援の一環として第3子保育料無料化事業というものを独自に進めさせていただいております。新制度施行後についても、現時点ではまずは現在の市単独の制度については継続をしていくという考えであります。

ただ、那須議員御指摘のとおり、その対象の拡大ということについては、今後新制度におきますいろんな基準額等の設定などの動向を見きわめながら、また市の財政状況なんかも見ながら検討していくということになるかというふうに思います。

いずれにしても、そういった子育て支援の充実強化のための多子世帯への保育料の支援というものについては、ニーズも、要望も大変強いということは十分承知をしておりますので、大きい課題の1つではないかというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、継続をしていくということがありました。やはり子供を持つお母様方からのニーズが非常に多い事業でありますので、市単独ということで財政的な面も確かにあるかと思っておりますけれども、継続に向けて検討していただくということと、やはりいま一つは、拡大、要するに今の小学校3年生を上げていくというようなことで、拡大をすることによって子供を持つ世帯に対しては非常に朗報になるのではないかなと思っております。

それで、市長のほうからも、国の今後の、要するに動向を見ながらということもありました。そんなことを見ていただきながら、ぜひともこれ拡大をして、市民の皆様方が、どうしても子育てというのは経費、経済的な負担が大きいわけですから、その経済的な負担に対しての支援ということに対して取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私のほうからでありますけれども、子育て対策についての取り組みの充実について要望して質問を終わります。

散 会 午後2時32分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。